

第1節 日米地位協定とその見直しに向けた取組等

1 日米地位協定

日米地位協定^{*1}は28条からなり、日米安全保障条約に基づいて昭和35年に日米間で結ばれたもので、日本の領域にある間の米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係について定めている。その内容はおおむね以下のとおりである。

(1) 軍隊構成員等用語の定義

日米地位協定における「軍隊の構成員、軍属、家族」を定義している。(第1条)

(2) 提供施設

日本が米側へ提供する施設について、日米合同委員会^{*2}で決められた施設や訓練区域の使用を許可している。(第2条)

日本の公共の安全に十分注意を払う前提で、使用を許可された施設・区域(提供施設)の運営や管理などの権利は、全て米側が持っている。(第3条)

施設の返還にあたっては、米側は原状回復する義務はない。(第4条)

(3) 日本国の租税等の適用除外など

公的な目的で運航される米軍の船舶や航空機・自動車は、日本側に通報すれば無料で米軍基地以外の日本の港や飛行場、高速道路などを使用することができる。(第5条)

米軍人らの出入国については、日本の旅券・査証に関する法律は適用されない(身分証明書等を持つ必要はある)。(第9条)

基本的に、関税や税金は課されない(ただし、一定量を超える物品の輸入には関税がかかる)。(第11条、12条、13条)

日本の運転免許証は、必要ない(米側の免許証は必要)。(第10条)

(4) 国内法の尊重

日本国の法令を「尊重」することとなっている。(第16条)

(5) 裁判権

米軍人が基地の外で起こした事件や事故であっても、公務中であれば裁判権は米側にある。公務外の事件・事故であれば、裁判権は日本側にある。しかし、日本側の裁判権の対象になる被疑者が米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは身柄の移転は行わなくてもよいことになっている(平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪などについては、日本側の要求があれば、米側は好意的な考慮を払うことになった)。(第17条)

(6) 損害賠償請求権

米軍が、公務執行中に起こした事故などで損害を与えた場合は、損害賠償は日米両国で分担する。米軍人等が、公務外で起こした事故などで損害を与えた場合は、日本政府が補償金を査定し、米国政府との間で補償金の調整を行う。また、被害者が民事訴訟を行うことも可能である。(第18条)

(7) 経費の負担

在日米軍の維持費について、提供施設・区域の整備費用は日本側が負担し、その他(提供施設の維持費)は基本的に米側が負担する(しかし、現実的には日本政府も施設内の労務費、光熱費等の一部をいわゆる「思いやり予算」として負担している)。(第24条)

(8) 合同委員会

この協定の実施に関し、日米間の協議機関として、合同委員会を設置している。(第25条)

*1：正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。全文は沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照

*2：日米合同委員会組織図は沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照

(9) 日米地位協定に関する補足協定

日米両政府は、これまで2件の補足協定を締結しており、従来の運用改善とは一線を画す画期的な意義を有するとしている。平成27年9月、環境面で日米地位協定を補足する環境補足協定*1が締結され、両国の情報共有、環境基準や環境に影響を及ぼす事故が起こった場合及び施設・区域の返還に関する現地調査（文化財調査等）を行う場合の立入りなどを規定している。平成29年1月には、軍属の範囲の明確化等を目的とした日米地位協定の軍属に関する補足協定*2が締結された。

2 日米地位協定の見直しの要請

県は、日米両政府に対し、平成7年度、平成12年度及び平成29年度に日米地位協定の見直しに関する要請を行ったほか、これまで機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っている。

(1) 平成7年度要請

県は、日米両政府に対し平成7年11月に10項目の見直しに関する要請を行った。これに対し日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告などにおいて、日米地位協定の運用の改善などを示した。

【平成7年の日米地位協定見直し要請の結果】

平成7年11月4日付の県の要請については、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」や日米合同委員会で見直しが検討され、次のとおり日米間で合意された。

日米地位協定の見直し要請に対する日米両国政府の発表

項目		合同委員会合意及びSACO最終報告の内容
関連条項	要請内容	
第2条	施設・区域の返還	○11施設・5,002ヘクタールの返還 (SACO最終報告) 【内訳】 －普天間飛行場等6施設の全部返還 －北部訓練場等4施設の一部返還 －住宅の統合1件
第3条	航空機騒音	○嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置(平8.3.28合同委員会合意) ○騒音軽減イニシアティブの実施 (SACO最終報告) －普天間飛行場 ・KC-130機(12機)の移駐 ・夜間飛行訓練の運用の制限 －嘉手納飛行場 ・海軍駐機場の移転 ・遮音壁の設置
	環境保護	○県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止 ○キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去手続の継続実施 ○砂防ダムの建設促進 (SACO最終報告)
	施設・区域への立入り	○施設・区域への立入許可手続の承認 (平8.12.2合同委員会合意)
	事故原因の究明・報告	○米軍航空機の事故調査書の提供・公表に関する手続の承認(平8.12.2合同委員会合意)
	演習の規制・ペナルティー	－

*1：正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」。

*2：正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」。

*1・*2 全文は、沖縄県知事公室基地対策課のホームページ「沖縄の米軍基地 資料編」を参照

	施設内ゴルフ場	○米側ガイドラインの作成
第5条	民間空港の使用禁止	—
	行軍の禁止	○公道における行軍の取りやめ (SACO最終報告)
第6条	那覇空港の進入管制業務の日本移管	—
第9条	人・動植物の検疫	○人、動物及び植物の検疫 (平8.12.2合同委員会合意)
	人の保健衛生	—
第10条	軍用車両の番号標	○米軍公用車両番号標の掲示 (平8.3.28合同委員会合意)
第13条	民間車両の税率	—
第17条	被疑者の拘束	○刑事裁判手続に関する合意 (平7.10.25合同委員会合意)
第18条	被害者補償	○任意自動車保険への加入義務付け ○支払い手続の改善 —前払い制度の活用 —無利子融資制度の創設 —差額支払い (SACO最終報告)
第25条	関係自治体の意見聴取	—
	合同委員会の合意事項の公表	○合同委員会合意の公表の追求 (SACO最終報告)

(2) 平成12年度要請

SACO最終報告などによって日米地位協定の運用の改善が示された後も、米軍基地に起因する事件・事故や環境問題など諸課題が山積しており、県としては、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考え、平成12年8月29日及び30日に、改めて日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

〈日米地位協定の見直しに関する要請（平成12年8月）〉

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。

- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等）※新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

- ① 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。
また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。
- ② 合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。
- ③ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

4 第4条関係（施設の返還）

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（租税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（裁判権）

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

10 第18条関係（請求権の放棄）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。

- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

(3) 平成29年度要請

日米地位協定の見直しについては、県はこれまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたが、平成12年度の要請から一定期間が経過していることから、その後の課題や現状を踏まえた要請内容となるよう、改めて整理を行うとともに、県内市町村等からの意見も取り入れ、平成12年の要請内容に新たに11事項追加し、11項目28事項の日米地位協定の見直しに関する要請を行った。

〈要請日程〉平成29年9月11日～平成29年9月12日

〈要請先〉内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、駐日米国大使、県選出国會議員

日米地位協定の見直しに関する要請（平成29年9月）

平成12年要請からの新たな追加11事項（再掲含む）

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

- (1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。
- (2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。
- (3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

- (1) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。
- (2) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。
- ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係する地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府または合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。
- イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断していることから、関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。
- ウ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

(1) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。

(2) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。（再掲）

ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係する地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府または合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断していることから、関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。

ウ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 第17条関係（刑事裁判権）

(1) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。

(2) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

6 第25条関係（合同委員会）

(1) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を及ぼす事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

3 全国行動プランによる取組

県は、地位協定の見直しを求める国民全体の機運醸成が、その実現につながるとの考えから、「日米地位協定の抜本の見直しに関する全国行動プラン」を策定し、平成15年6月から、協力支援を得るため、渉外知事会の加盟都道府県への要請活動を展開した。

「全国行動プラン」は、全国への要請活動を中心に据え、これをサポートする支援行動と一体的に取り組むことによって、要請活動を実りあるものにするための行動計画（アクションプログラム）であった。行動プランの概要は以下のとおりである。

(1) 知事及び副知事の県外要請行動

渉外知事会加盟の都道府県及び都道府県議会に直接要請を行った。

(2) 知事会等への働きかけ

沖縄県の加盟する全国知事会、九州地方知事会、全国都道府県議会議長会に要請を行った。

(3) 県主催行催事におけるメッセージの発出

本県で開催される県主催行催事のうち、日米地位協定の抜本の見直しを中心とした基地問題の解決に対する理解を求めることが効果的と思われる行催事の開催の際に、参加者へメッセージを発出した。（具体的には、主催者である県の挨拶の中で、日米地位協定の抜本の見直し等に対する県の考え方や取組等基地問題に関するメッセージを挿入するほか、参考資料を配付。）

(4) 各界諸団体との連携

各分野の関係諸団体に対して団体の構成等を考慮した上で、県の求める日米地位協定の見直しや基地問題の解決に向けて、県と連携して取り組んでいただくよう理解を求め協力を要請した。

ア 関係団体等への協力要請

各部局から所管団体等に対して、協力を要請した。

イ 団体における取組

各団体は、主催する行催事において、大会宣言や決議等によるメッセージの発信を行うほか、具体的な行動を展開した。

(参考例)

- 日本弁護士連合会は、平成14年8月に開催された、全国の弁護士会会長が参加する定例理事会において、沖縄弁護士会の提案を受け、日米地位協定の改定を求めることを全会一致で決議した。
- 日本青年会議所は、平成15年4月に開催した「沖縄フォーラム」において、日米地位協定の見直しに向けた「沖縄宣言」を採択し、広く世論を喚起するため、全国の約50,000人の会員に対して、具体的な行動を呼びかけ、全国的な取組を行っていくとしている。

(5) 全国地域情報発信共同事業の実施

平成15年に、全国紙の紙面を通して、地域の情報を提供する「全国地域情報発信共同事業」を活用し、沖縄の基地の実情と日米地位協定の見直し問題について、全国に情報を発信し、広く国民の理解を求めた。

(6) 県ホームページ等による全国への情報発信

日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄において象徴的に顕在化しているが、日米地位協定の内容は安全保障、人権、環境など多岐にわたっており、国民生活に深く関わっていることから、日米地位協定の問題は、国民的課題として、国民一人一人が真剣に考えなければならない問題であることを全国に発信している。(県ホームページの活用、リーフレット等の作成)

(7) トークキャラバン

沖縄県の基地問題と基地負担の現状、なかでも、喫緊の課題である普天間飛行場の危険性除去及び辺野古新基地建設問題並びに日米地位協定の問題等について、玉城知事自ら周知・問題提起することにより、これらの問題解決に向けた国民的議論につなげる機運の醸成を図るため、県は、令和元年度から、トークキャラバンと称したシンポジウムを全国各地で開催している。(令和2年度は新型コロナウイルス対策の影響で開催なし)

4 日米地位協定見直しの取組の結果**(1) 国会**

平成13年7月、衆議院外務委員会において「日米地位協定の見直し」が決議されたほか、平成14年3月には、衆・参両院の沖縄及び北方対策特別委員会において、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」が可決されている。

(2) 都道府県

沖縄県を含む37都道府県議会において、日米地位協定見直しの意見書が採択されている。

(3) 全国的団体

平成14年8月、日本弁護士連合会定例理事会で日米地位協定の改定を求める決議が採択されたほか、日本青年会議所が、平成15年4月、「日米地位協定・基地問題等を沖縄固有の問題でなく、国家全体の安全保障の一環として取り上げ、その解決に向けて具体的に行動する。」旨の「沖縄宣言」を採択している。渉外知事会では、平成16年度以降、政府に対して日米地位協定の改定を要請しており、全国知事会においては、平成30年7月及び令和2年11月の会議において、日米地位協定の見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議され、政府に対して要請を行った。

(4) 政府

政府は、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えており、運用の改善に不断の努力をしているところ」とし、様々な運用の改善を行ってきた。

平成27年9月には、日米地位協定の発効後初めての補足協定（国際約束）となる、環境補足協定が締結され、その後、平成29年1月には軍属に関する補足協定が締結された。

日米両政府で合意された、日米地位協定の運用改善等の事例は以下のとおり。

〈運用の改善例^{*1)}〉

- 平成7年10月 刑事裁判手続に関する合同委員会合意（殺人又は強姦等については、起訴よりも前の段階で、日本側から米側に対し、被疑者の身柄の引渡を要請できる仕組みとなった）
- 平成8年3月 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意（任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定したとされている）
- 平成8年12月 SACO最終報告（米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい合意の実施や、米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続の実施等が合意されている）
- 平成9年3月 在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備に関する合同委員会合意（通報すべき事件・事故の明確化、通報経路の確立、通報内容の標準化等について合意されている）
- 平成12年9月 「環境原則に関する共同発表」（日本環境管理基準（「JEGS」）を見直し、2年ごとに更新するための協力を強化すること等が合意されている）
- 平成13年1月 在日米軍による低空飛行訓練について（低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直すこと等が合意されている）
- 平成13年1月 在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入についての合同委員会合意（人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入り（通行）する手続が定められている）
- 平成14年3月 アメラジアン親子が米軍の窓口に相談できる体制の整備（沖縄県及び在沖縄米各軍の窓口、これらと国との連携体制が整備されている）
- 平成14年5月 厚木飛行場航空祭での展示飛行（デモフライト）の中止の決定（厚木海軍飛行場での航空祭における展示飛行を今後行わないとされている）
- 平成15年8月 在日米軍が保有するPCB含有物資の米国向けの搬出について（搬出に向け諸手続が完了し、平成15年1月より順次搬出されている）
- 平成16年4月 捜査協力の強化と平成7年合同委員会合意の円滑な運用の促進のための合同委員会合意（捜査協力を強化するための措置として、合衆国軍司令部の代表者が被疑者の取り調べに同席することが認められている）
- 平成17年4月 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（米軍施設・区域外において、航空機が墜落した場合等に適用される方針及び手続が定められている）
- 平成19年4月 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて（災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、又は災害に備えた防災訓練等を実施するため、必要な場合に在日米軍施設及び区域を使用できるよう、在日米軍施設及び区域へ立入るための手続が定められている）
- 平成23年11月 日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意（米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で、被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備された）
- 平成23年12月 日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正（公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても、公務として取り扱わないとすることで合意された）
- 平成25年10月 日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みの合意
- 平成27年9月 環境補足協定の締結（環境管理に係る協力について、情報共有、環境基準の発出・維持、立入手続の作成・維持等について規定）
- 平成29年1月 軍属に関する補足協定の締結（軍属の範囲・コントラクターの被用者の適格性基準等を規定）

*1：外務省ウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/index.html>）より抜粋。

5 他国地位協定調査の結果概要

(1) 調査の目的

日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が国民全体の問題として受け止められる必要があるが、現状は、米軍専用施設が沖縄に集中していることもあり、日米地位協定の問題に関する理解や議論が全国的なものには至っていない。そのため、日米地位協定の世界的な相場観の把握や問題点の明確化、見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げるため、平成29年度から他国地位協定調査を実施した。

平成29年度調査 ドイツ・イタリア
 平成30年度調査 ベルギー・イギリス
 令和元年度調査 オーストラリア・フィリピン
 令和4年度調査 韓国

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、韓国調査を延期。

(2) 調査結果概要

【ドイツに関する調査結果】

ドイツでは、航空法などの国内法を原則として米軍にも適用させることで、夜間の飛行など米軍の活動を大きく制限していることや、米軍基地内への自治体の立入り権が確保されていること、ドイツ側が主体的に航空機事故調査に関与していることなどが分かった。

【イタリアに関する調査結果】

イタリアにおいても、米軍に対して国内法が適用されていることに加え、米軍の活動には、基地に常駐するイタリア軍司令官の許可が必要とされていること、米軍基地の運用に関し自治体の意見を聞くための地域委員会が設置されていることなどが分かった。

【ベルギーに関する調査結果】

ベルギーでは、国内法に基づき外国軍機による低空飛行を禁止する措置をとるなど、米軍機の運用を自国の軍よりも厳しい規制のもとに置いており、また、周辺自治体による基地内への立入り権が、当然の権利として認められている状況も確認できた。

【イギリスに関する調査結果】

イギリスでは、NATO軍地位協定締結当初から、駐留軍法を整備し、国内法を米軍にも適用させており、また、米軍機の墜落事故の際にも、イギリス警察が優先的に捜索等を行った実例を確認した。

【オーストラリアに関する調査結果】

オーストラリアにおいても、バイオセキュリティ法と呼ばれる検疫に関する法律や、軍の航空規則などの国内法令を米軍に適用していることが確認できた。

【フィリピンに関する調査結果】

フィリピンにおいては、1992年まで米軍と締結していた基地協定について刑事裁判権の拡大や米軍基地へのフィリピン軍司令官の配置などの改定を実現していること、その後、1998年に締結した訪問軍協定についても、フィリピン環境天然資源省の行政命令に、米軍が行う演習等におけるフィリピン環境法令の順守義務を明記するなど、国内法を適用していることが分かった。

【韓国に関する調査結果】

韓国においては、計2回の地位協定改正（うち1回は本文の改正）を実現しており、「国内法の適用」について、韓国政府の「外国軍隊に対する国内法の適用の例外については、派遣国と受入国の合意に基づくのが慣例」という考えと、「原則として適用されない」とする日本政府の考え方が異なることが分かった。

(3) 今後の取組

他国地位協定調査を総括する報告書（冊子）の作成やシンポジウム等の実施により、日米地位協定の見直しの必要性を説明し、共通の理解と協力を得られるよう、全国へ向け発信を継続していくこととする。

6 日米地位協定見直しに関する主な経緯

平成7年 10月21日 11月4日	県民総決起大会で「日米地位協定の早急な見直し」等を決議 県が、日米両政府に対し、10の項目の日米地位協定の見直しについて要請
平成8年 9月8日 12月2日	「日米地位協定の見直し」等に係る県民投票 S A C O最終報告「地位協定の運用の改善」
平成10年 6月22日	県が「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」を設置
平成11年 5月6日 10月29日～ 12月28日	「基地の環境調査及び環境浄化に関する庁内研究会」報告 県が、ドイツにおける基地の環境調査を実施 政府が、「日米地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める」を閣議決定
平成12年 7月14日 8月29日～ 8月31日～ 9月11日	県議会が、日米地位協定の見直しに関する意見書を決議 県が、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、駐日米国大使及び在日米軍司令官に対し、軍転協と合同で要請（～30日） 県議会が、日米地位協定の見直しを要請（～9月1日） 日米安全保障協議委員会による環境原則に関する共同発表
平成13年 2月12日 5月13日～ 7月10日 7月11日 7月18日 7月19日 7月23日	県が、「基地と環境を考えるシンポジウム」を開催 稲嶺知事が訪米、パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官及びウォルフオビッツ国防副長官に対し、日米地位協定の見直しなどについて説明（～26日） 衆議院外務委員会が「日米地位協定の見直し」を決議 県が、福田内閣官房長官、田中外務大臣、尾身沖繩・北方対策担当大臣、中谷防衛庁長官及びベーカー駐日米国大使に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請 全国知事会が「平成14年度国の施策並びに予算に関する要望について」に日米地位協定の見直しを盛り込む 田中外相及びパウエル米国務長官会談で「犯罪を起こした米兵の身柄引渡しが迅速に行われるよう日米地位協定の運用改善の協議を推進する」ことを合意 政府が、「地位協定の改定について運用の改善で機敏に対応し、これが十分効果的でない場合は、改正を視野に入れていく」ことを閣議決定
平成14年 2月11日 3月20日 3月29日 7月18日 7月23日 8月23日 8月26日 12月6日	下地、東門両衆議院議員の自民及び社民両党のグループが新日米地位協定案を作成 衆院沖特委が、沖縄振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」を可決 参院沖特委が、沖縄振興特別措置法案を可決した際、付帯決議として「日米地位協定の見直しの検討」を可決 沖縄で開催された全国知事会議において、「日米地位協定の抜本的な見直し」を国への要望として決議 「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）設立 日本弁護士連合会が、定例理事会で日米地位協定の改定を求めることを決議 県が、小泉総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、尾身沖繩・北方対策担当大臣及び中谷防衛庁長官に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請 県が、沖縄政策協議会の終了後、出席した全閣僚に対し、「日米地位協定の抜本的な見直し」を要請
平成15年 2月12日 2月20日 4月29日	渉外知事会が、「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）と意見交換会を開催 公明党が、「『日米地位協定』検討プロジェクト」を設立 （社）日本青年会議所が、日米地位協定の見直しを解決すべき最優先課題として取り組む旨の沖縄宣言を採択

5月15日	「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」（自民党）が、総会で日米地位協定改定案を決定
6月3日	県が、「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」を発表（協力要請のための関係自治体訪問を、翌6月4日より開始（～8月25日）
7月3日	衆議院沖縄及び北方問題特別委員会が、「沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止に関する件」として「日米地位協定の見直しをも早急に検討」することを決議
7月11日	沖縄県議会が、日米地位協定の見直しに関する意見書を採択
7月16日	参議院沖縄及び北方問題特別委員会が、「沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議」として「日米地位協定の見直しをも早急に検討」することを決議
7月17日	全国知事会が、「日米地位協定の抜本的な見直し」を決議
7月30日	全国都道府県議会議長会が、日米地位協定の抜本的な見直しを決議
7月31日	全国地方議員交流会が、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を全国の都道府県議会や市区町村議会で採択する活動を進める決議を可決
8月29日	自治労が、日米地位協定の抜本改正を求める特別決議を可決
10月28日	全国都道府県議会議長会が、日米地位協定の見直しに関する特別決議を可決
11月16日	県が、来県したラムズフェルド米国防長官に対し、日米地位協定の抜本的見直しなどを要望
平成16年	
1月15日	日本商工会議所が、日米地位協定の運用改善を求める決議を採択
1月16日	連合が、日米地位協定の見直し案を決議
2月9日	稲嶺知事が、琉球新報社主催の緊急フォーラム「地位協定を考える」で基調講演
4月2日	日米合同委員会が、日米地位協定下での刑事裁判手続に係る運用改善を合意
4月9日	県市長会が、日米地位協定の抜本的見直しを求める議案を決議
4月12日～	県が、五ノ日の会（県選出自民党国会議員4名）及び白保台一議員と合同で、政府及び自由民主党に対し、日米地位協定の見直しを要請（～13日）
4月23日	県が、沖縄政策協議会において全閣僚に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを要望
4月30日	自民党「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」が、米務省及び国防総省に対し、日米地位協定の改定案を提出し、取組を要請
5月6日	久間自民党幹事長代理が訪米、アーミテージ米務副長官に対し、日米地位協定に環境の規定がない点について問題提起
5月20日	衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会が、日米地位協定の全般的な検証を行うことを附帯決議
5月29日	稲嶺知事が、琉球新報社等主催の日米地位協定フォーラム「改定の是非を問う」において基調講演
6月9日	全国市長会が、日米地位協定の見直しを求めていく要望を決定
7月16日	全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しを決議
7月20日	日米両政府が、米軍人等の私有車両の登録について、車庫が基地外にある場合には、平成16年9月1日より車庫証明書を取得することを合意
8月6日	渉外知事会が、政府に対して、「国に対する要望書」で日米地位協定の改定を要請 稲嶺知事が、NHKの「日曜討論」に出演し、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えたことに対し、茂木沖縄担当大臣及び北方対策担当大臣が、関係省庁による幅広い観点からの協定そのものの検証が必要との考えを示した
9月15日	県が、来県した衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月6日	県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月6日	県が、来県した小池沖縄担当大臣及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月16日	県が、来県した町村外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月22日	全国町村議会議長会・都道府県会長会が、日米地位協定の見直しに関する議案を決議
10月29日	自民党政務調査会の下に置かれた、米軍再編に関連して国内の米軍基地移転等を協議する「日米安保・基地再編合同調査会」の初会合が開かれ、額賀座長が、日米地位協定についても検討したいと発言
11月26日	稲嶺知事が来県した松沢神奈川知事と面談し、渉外知事会として日米地位協定の見直しを前面に出した要請を行うことを決定
12月7日	民主党が、沖縄国際大学への米軍ヘリコプター墜落事故を受けた新たな日米地位協定

	見直し案を了承
平成17年	
1月12日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月13日	県が、来県した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月19日	県が、来県した大野防衛庁長官に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月1日	渉外知事会が、政府に対し、日米地位協定の見直し作業に入るよう要請、併せて、真のパートナーシップを確立する会、自民党・民主党・公明党へ協力依頼
2月15日	県が、来県した「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」の委員に対し、日米地位協定の抜本的見直しを求めていることを説明
2月19日	日米安全保障協議委員会が、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善が在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調
3月12日～	稲嶺知事が訪米の際、国務省、国防総省及び米軍等の関係機関に対し、日米地位協定の抜本的見直しを要請（～19日）
4月1日	日米合同委員会が、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」を合意
5月25日	全国市議会議長会が、「日米地位協定の抜本的見直しについて」を決議
7月13日	全国知事会が、日米地位協定の抜本的見直しを決議
7月23日	稲嶺知事が、日本青年会議所主催の国家安全保障フォーラムに参加し、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた
7月29日	渉外知事会が、政府に対し、日米地位協定の改定等を要請 九州各県議会議長会が、政府に対し、日米地位協定の見直しを要請
11月11日	渉外知事会が、政府に対し、「在日米軍の再編に係る今後の取組及び日米地位協定の見直しについて」を要請
11月25日	県が、来県した麻生外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
12月22日	稲嶺知事が、渉外知事会主催のシンポジウムに参加し、日米地位協定の抜本的見直しの必要性を訴えた
平成18年	
1月11日	県が、来県した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月11日	県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月	渉外知事会が、日米地位協定に関係する日米双方の国会議員に対し、日米地位協定に関するアンケート調査を実施
7月28日	渉外知事会が、外務大臣、防衛庁長官及び防衛施設庁長官に対し、重点要望の1つとして日米地位協定の改定を要請
8月22日	県が、来県した衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月21日	県が、来県した高市沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成19年	
1月17日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
4月27日	日米合同委員会が「災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて」を合意
5月15日	県が、来県した参議院外交防衛委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月21日	県が、来県した衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月10日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、重点要望の1つとして日米地位協定の改定を要請
9月3日	県が、来県した岸田沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
9月8日	県が、来県した高村防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成20年	
2月13日	県が、来県した参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月15日	県が、来県した民主党国会議員に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月18日	軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～19日）

3月11日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月15日	渉外知事会が、内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月1日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月11日	県が、来県した林沖繩及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
8月19日	県が、来県した林防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月4日	県が、来県した佐藤沖繩及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成21年	
1月5日	仲井眞知事が、国務長官及び国防長官に対し、日米地位協定の見直しを要請(～10日)
2月1日	県が、来県した中曽根外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
4月6日	県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
4月20日	県が、来県した参議院外交防衛委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月9日	県が、来県した浜田防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月15日	県が、来県したグREGソン米国国防総省国防次官補に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月17日	県が、来県した林沖繩及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月31日	渉外知事会が、外務大臣及び防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
9月9日	民主党、社会民主党及び国民新党の与党三党連立政権合意で、「沖繩県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」ことが示された。 ※平成21年8月30日の第45回衆議院総選挙で、民主党、社会民主党及び国民新党の3党の新しい連立政権を発足(平成21年9月16日、鳩山内閣発足)
9月25日	県が、来県した北澤防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月3日	県が、来県した前原沖繩及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月16日	新政権発足後、渉外知事会として改めて、岡田外務大臣(16日)及び北澤防衛大臣(23日)に対し、日米地位協定の見直しを要請
11月3日	渉外知事会が訪米、米國務省及び国防総省に対し、日米地位協定の見直しを要望(～6日) ※日米地位協定の見直し(環境法令等国内法の遵守及び環境対策の徹底、事件・事故に係る安全対策等の確立、地元意向を尊重する制度の構築)及び環境特別協定の締結の提案
11月15日	県が、来県した岡田外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成22年	
1月9日	県が、来県した平野官房長官に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月12日	県が、来県した参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
3月17日	県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
3月31日	県が、来県した衆議院外務委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月4日	県が、来県した鳩山内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月22日	渉外知事会が、内閣官房長官及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月2日	県が、来県した馬淵沖繩及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月25日	県が、沖繩政策協議会基地負担軽減部会の場で仙谷官房長官、前原外務大臣、北澤防衛大臣及び馬淵沖繩及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
12月17日	県が、来県した菅内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成23年	
1月20日	県が、来県した北澤防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
1月21日	県が、来県した枝野官房長官(兼沖繩及び北方対策担当大臣)に対し、日米地位協定の見直しを要請
2月8日	軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月7日	県が、来県した北澤防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
5月28日	県が、来県した松本外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請
7月29日	渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請
10月17日	県が、来県した一川防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請

10月19日 10月27日	県が、来県した玄葉外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～28日）
平成24年 1月23日 2月27日 7月1日 7月27日 10月16日 10月22日	県が、来県した田中防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 仲井眞知事が、来県した野田内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した森本防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請。また、日米地位協定に関する政府と渉外知事会との新たな話し合いの場の設置について特別要請 軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～17日） 仲井眞知事が訪米し、国務長官及び国防長官に対し、日米地位協定の見直しを要請
平成25年 1月12日 1月16日 2月16日 6月5日 7月24日 8月29日 12月17日 12月25日	県が、来県した山本沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した小野寺防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した岸田外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した衆議院安全保障委員会に対し、日米地位協定の見直しを要請 渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～30日） 仲井眞知事が、沖縄政策協議会において日米地位協定の条項の追加及び改定等を要請 安倍総理大臣は、「環境に関して日米地位協定を補足する新たな政府間協定」（環境補足協定）を作成するための日米交渉を開始することで米側と合意したと発言
平成26年 2月11日 4月17日 8月1日 9月9日 9月22日 10月20日	環境補足協定に関する日米両政府間の協議（第1回会合） 渉外知事会が、内閣官房長官及び外務大臣に対し、「在日米軍基地の環境の管理に関する政府間協定の締結に係る要請」を実施 渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した山口沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 県が、来県した江渡防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請 日米両政府が、日米地位協定を補足する在日米軍に関連する環境の分野の管理における協力に関する協定（環境補足協定）について、実質合意
平成27年 2月5日 7月30日 9月29日	軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～6日） 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 日米両政府が、日米地位協定の環境補足協定を締結
平成28年 3月4日 6月3日 6月21日 7月5日 7月25日 9月7日 9月24日	軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（同15日には県内要請） 渉外知事会が、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使及び在日米軍司令官に対し、日米地位協定の見直しを要請（沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請） 軍転協が、内閣官房長官をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請） 軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の扱いの見直しに関する日米共同発表 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～9日） 県が、来県した稲田防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請

平成29年	<p>1月16日 日米両政府が日米地位協定の軍属に関する補足協定を締結</p> <p>2月26日 県が、来県した岸田外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>8月2日 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>8月8日 県が、来県した江崎沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>8月14日 県が、来県した小野寺防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>9月11日 県が、日米両政府に対し、日米地位協定の見直しを要請（～12日） （内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、駐日米国大使）</p>
平成30年	<p>7月30日 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>8月14日 同年7月の全国知事会で、全会一致で決議した日米地位協定の抜本的な見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」について、外務大臣及び防衛大臣に対し要請。</p> <p>10月9日 県が、来県した宮腰沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>11月10日 県が、来県した岩屋防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p>
平成31年 令和元年	<p>2月7日 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>6月22日 県が、来県した河野外務大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>7月31日 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>9月5日 県が、来県した岩屋防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>9月13日 県が、来県した衛藤沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>9月29日 県が、来県した河野防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>11月22日 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p>
令和2年	<p>8月18日 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請（郵送）</p> <p>9月19日 県が、来県した河野沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>10月22日 県が、来県した岸防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>11月13日 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>12月24日 同年11月の全国知事会で、全会一致で決議した日米地位協定の抜本的な見直しを含む新たな「米軍基地負担に関する提言」について、外務大臣及び防衛大臣に対し要請。</p>
令和3年	<p>5月27日 県が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び駐日米国大使等に対し、本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本的な見直しを要請</p> <p>8月20日 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請（郵送）</p> <p>10月9日 県が、来県した西銘沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>11月6日 県が、来県した松野官房長官に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>12月23日 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請（～24日）</p>
令和4年	<p>5月10日 県が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び駐日米国大使等に対し、平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書において、日米地位協定の抜本的な見直しを建議</p> <p>8月23日 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>9月14日 県が、来県した岡田沖縄及び北方対策担当大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p> <p>9月28日 県が、来県した浜田防衛大臣に対し、日米地位協定の見直しを要請</p>
令和5年	<p>1月27日 軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協</p>

8月23日	定の見直しを要請 渉外知事会が、防衛大臣、外務大臣及び駐日米国大使等に対し、日米地位協定の見直しを要請
11月17日	軍転協が、内閣総理大臣をはじめ日本政府及び在日米国大使館等に対し、日米地位協定の見直しを要請

第2節 本土復帰50周年にかかる取組

1 本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小（50年要請）について

本県は、令和4年に本土復帰50年という大きな節目を迎えた。戦後80年近くを経た今もなお、本県には全国の約70.3パーセントの米軍専用施設が集中しており、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は跡を絶たない。こうした基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、本土復帰50年という大きな節目を控えた令和3年5月、日米両政府に対し、在沖米軍基地の更なる整理・縮小や基地負担の実質的軽減、日米地位協定の抜本的な見直し、訓練水域・空域の削減など、6項目の要請を行った。要請項目は以下のとおり。

(1) 在沖米軍基地の整理・縮小について

ア 在沖米軍基地の整理・縮小を一層進めること。整理・縮小を行うに当たっては、沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄」をあるべき県土の姿としていること、沖縄県議会において繰り返し「海兵隊の撤退」が決議された経緯を踏まえ、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現すること。

イ 特に、普天間飛行場の県外、国外移設及び早期返還に取り組むとともに、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。

ウ 在沖米軍基地の整理・縮小と併せて、駐留軍等労働者への影響が最小限になるような雇用対策を行うこと。

(2) 基地負担の軽減について

ア 在沖米軍の県外又は国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること。

イ 特に、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去を図るため、直ちに、所属機の分散移転・ローテーション配備を行うこと。

ウ オスプレイの配備を撤回すること。

エ 訓練場の能力を超える訓練を廃止すること。

オ 米軍基地の運用の変更については、沖縄の基地負担の増加につながることは絶対に避けること。

カ 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機の騒音や排気ガスの悪臭の軽減を図ること。また、米軍の活動に起因する環境問題の解決を図ること。

(3) 訓練水域・空域の削減について

ア 沖縄本島周辺の訓練水域・空域について、大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること。

(4) 日米地位協定の見直しについて

ア 早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

(5) 更なる在沖米軍基地の整理・縮小に向けての協議について

ア 「再編実施のための日米ロードマップ」に続く在沖米軍基地の整理・縮小について、次期日米防衛政策見直し協議(DPRI)や日米安全保障協議委員会(2+2)等で積極的な協議を行うこと。その際、日米両政府に沖縄県を加えた3者で協議を行う場(SACWO: SACO with Okinawa)を設けること。

イ 日本、米国、沖縄の有識者からなる専門家会合(トラック2)を設置し、普天間飛行場の早期の危険性除去・運用停止の実現や在沖米軍基地の大幅な整理・縮小について議論を行うこと。

(6) アジアにおける緊張緩和と信頼醸成について

ア アジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、抑止力の強化だけでなく、域内における緊張緩和と信頼醸成に努めること。

イ 尖閣諸島を巡る問題について、安全確保等の適切な措置を図ること。併せて、日中関係の改善に向け平成26年に両国間で確認された「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交(対話)によって、中国との関係改善を図ること。

ウ アジア太平洋地域における沖縄県の地域協力ネットワーク構築に関する取組を支援すること。

2 平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書について

琉球政府は、1971年11月の返還協定の国会承認を前に、返還協定等に県民の要求が十分反映されていないとし、将来に悔いを残さないよう、沖縄県民の要求や考え方等を集約した「復帰措置に関する建議書」を作成し、日本政府・国会に提出した。

同建議書においては、県民の福祉を最優先に考え、「地方自治権の確立」、「反戦平和の理念をつらぬく」、「基本的人権の確立」、「県民本位の経済開発」等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれており、「基地のない平和の島」としての復帰を強く望むことが明確に記されている。

しかしながら、沖縄の基地負担は、復帰時に県民が期待した「本土並み」には依然としてほど遠い状況にあり、自立経済の構築もなお道半ばである。

このため、沖縄県は2022年（令和4年）5月、復帰当時の先人達の願い、今を生きる私達県民の思いを踏まえ、政府においても「平和で豊かな沖縄」の実現に向けて積極的に取り組むよう以下のとおり建議した。

- (1) 沖縄の本土復帰において「沖縄を平和の島とする」ことが沖縄県と政府の共通の目標であることを改めて確認し、これを含めた沖縄の本土復帰の意義と重要性について国民全体の認識の共有を図るとともに、50年前の「復帰措置に関する建議書」に掲げられた「地方自治権の確立」、「反戦平和の理念をつらぬく」、「基本的人権の確立」、「県民本位の経済開発」等の考え方を尊重し、自立型経済の構築及び「基地のない平和の島」の実現に一層取り組むこと。
- (2) 「沖縄県民総意の米軍基地からの『負担軽減』を実行」するよう求めた建白書の趣旨も踏まえ、在沖米軍基地の更なる整理・縮小、日米地位協定の抜本的な見直し、基地の県外・国外移設、事件・事故等の基地負担の軽減、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、辺野古新基地建設の断念等、構造的、差別的ともいわれている沖縄の基地問題の早期の解決を図ること。
- (3) 日本国憲法が保障する「民主主義」や「地方自治」について、正当な手続により示された民意や、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を運営するという原則を尊重し、日本国憲法に掲げる理念の追求に向け不断に取り組むこと。
- (4) 我が国を取り巻く国際情勢を踏まえ、アジア太平洋地域において、武力による抑止が国・地域間の緊張を過度に高め、不測の事態が起こることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話により緊張緩和と信頼醸成を図ることで同地域の平和の構築に寄与するなど、我が国が国際社会において名誉ある地位を占めるべく積極的な役割を果たすこと。その際、独自の歴史や多様性を持つ沖縄を最大限活用すること。

第3節 安保関連3文書改定への対応について

1 策定の概要

(1) 策定の経緯

北朝鮮の弾道ミサイルの問題や、一方的な現状変更及びその試みの継続、軍事バランスの急速な変化、宇宙・サイバーといった領域や経済安全保障上の課題がある中、政府は、令和4年12月、我が国の国家安全保障政策に係る主要な文書として、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の3つの文書（いわゆる安保関連3文書）を閣議決定した。

(2) 安保関連3文書の体系

ア 国家安全保障戦略は、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針として、平成25年12月に、それまで我が国の防衛政策がその基礎をおいていた「国防の基本方針」に代わるものとして初めて策定された。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面していることを受け、これまでの外交・防衛分野のみならず、経済安全保障、技術、情報も含む幅広い分野の政策に戦略的な指針を与えるものとして、令和4年12月に新たな戦略が策定された。本戦略は、国家安全保障の最上位の政策文書である。

イ 国家防衛戦略は、国家安全保障戦略を踏まえ、我が国の防衛の目標やこれを達成するためのアプローチ・手段を示すものとして令和4年12月に初めて策定された。これは、昭和51年以降6回策定されてきた自衛隊の防衛力整備、維持及び運用の基本的指針である防衛計画の大綱（防衛大綱）に代わるものである。

ウ 防衛力整備計画は、国家防衛戦略に従い、防衛力の水準やそれに基づくおおむね10年後の自衛隊の体制、5か年の経費総額や主要装備品の整備数量を示した中長期的な計画として令和4年12月に初めて策定された。従来、将来の防衛力の水準については、防衛大綱で示し、防衛力整備に係る5か年の経費総額などは防衛大綱を踏まえた中期防衛力整備計画で示してきたが、防衛力の水準と5か年の経費総額を統合した整備計画にすることで一貫性のある形とされた。

(3) 安保関連3文書の内容

ア 国家安全保障戦略

(ア) 我が国の安全保障に関する基本的な原則

- a 国際協調を旨とする積極的平和主義を維持する。その理念を国際社会で一層具現化しつつ、将来にわたって我が国の国益を守る。そのために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、刻々と変化する安全保障環境を直視した上で、必要な改革を果敢に遂行し、我が国の安全保障上の能力と役割を強化する。
- b 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持・擁護する形で、安全保障政策を遂行する。そして、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中においても、世界的に最も成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現することに取り組み、国際社会が目指すべき範を示す。
- c 平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。
- d 拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり続ける。
- e 我が国と他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力を重視する。

(イ) 我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題

- a グローバルな安全保障環境と課題
- b インド太平洋地域における安全保障環境と課題

(ウ) 我が国が優先する戦略的なアプローチ

- a 自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開
 - (a) 日米同盟の強化
 - (b) 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化
 - (c) 我が国周辺国・地域との外交、領土問題を含む諸懸案の解決に向けた取組の強化
 - (d) 軍備管理・軍縮・不拡散
 - (e) 国際テロ対策
 - (f) 気候変動対策
 - (g) ODAをはじめとする国際協力の戦略的な活用
 - (h) 人的交流等の促進

- b 我が国の防衛体制の強化（防衛力の抜本的な強化）
 - (a) 領域横断作戦能力に加え、スタンドオフ・防衛能力、無人アセット防衛能力等を強化
 - (b) 反撃能力の保有
 - (c) 2027年度に、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせた予算水準が現在のGDPの2パーセントに達するよう所要の措置を講ずる
 - (d) 有事の際の自衛隊と海上保安庁との連携強化
- c 米国との安全保障面における協力の深化
- d 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化
- e 経済安全保障政策の促進
- f 国際経済秩序の維持・強化
- g 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組
国連等の国際機関や国際的な枠組みとの連携強化。感染症危機対応、人道危機、人権擁護、国際平和協力等の取組
- (エ) 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤
 - a 経済財政基盤の強化
 - b 社会的基盤の強化
 - c 知的基盤の強化

イ 国家防衛戦略

- (ア) 戦略環境の変化と防衛上の課題
- (イ) 我が国の防衛の基本方針（防衛目標と反撃能力の保有を含む我が国の防衛力の抜本的強化など）
 - a 我が国自身の防衛体制の強化
 - (a) 我が国自身の防衛力の抜本的な強化
 - (b) 国全体の防衛体制の強化
 - b 日米同盟による共同抑止・対処
 - c 同志国等との連携
- (ウ) 防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力（7つの重視分野）
 - a スタンドオフ・防衛能力
攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化
 - b 統合防空ミサイル防衛能力
極超音速兵器などへ対応するため、探知・追尾能力や迎撃能力などの対処能力を抜本的に強化
 - c 無人アセット防衛能力
無人装備による、情報収集や戦闘支援等の能力を強化
 - d 領域横断作戦能力
全ての能力を融合させて戦うために必要となる、宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化
 - e 指揮統制・情報関連機能
迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化
 - f 機動展開能力・国民保護
必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化。これらの能力を活用し、国民保護を実施
 - g 持続性・強靱性
必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備、また、装備品の部品取得や修理、施設の強靱化に係る経費を確保
- (エ) 将来の自衛隊のあり方
- (オ) 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組
- (カ) いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤
- (キ) 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

ウ 防衛力整備計画

- (ア) 自衛隊の能力等に関する主要事業
- (イ) 自衛隊の体制等
 - a 統合運用体制

既存の組織の見直しにより常設の統合司令部を創設。統合運用に資する装備体系を検討

b 陸上自衛隊

- ・ 第15旅団の強化
- ・ スタンド・オフ部隊を配備

c 海上自衛隊

増加する任務に迅速かつ持続的に対応できる水上艦艇部隊に改編。弾道ミサイル対処を含む防空能力を強化

d 航空自衛隊

洗練・増強された戦闘機部隊の保持など航空防衛力を強化。宇宙領域の機能を強化し、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編。

(ウ) 所要経費等

2023年から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備にかかる金額は、43兆円程度とする。

2 本県に係る記述及び本県の対応について

(1) 本県に係る記述について

ア 国家安全保障戦略

(ア) 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編を着実に実施する。

(イ) 国民保護のための体制を強化する。具体的には、武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保、国際機関との連携等を行う。

イ 国家防衛戦略

(ア) 離島の周辺地域等における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応については、有事を念頭に平素から警察や海上保安庁と自衛隊との間で訓練や演習を実施し、特に武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領を含め、必要な連携要領を確立する。

(イ) 防衛上のニーズを踏まえ、総合的な防衛体制の強化のための府省横断的な仕組みの下、特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化するとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として、平素からの訓練を含めて使用するために、関係省庁間で調整する枠組みの構築等、必要な措置を講ずる。

(ウ) 特に、安全保障上極めて重要な位置にある沖縄においては、一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく。

(エ) 島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や補給能力の向上を実施する。

(オ) 陸上自衛隊においては、沖縄における国民保護をも目的として、部隊強化を含む体制強化を図る。陸上自衛隊は、領域横断作戦能力の強化及び利点の多い地上発射型スタンド・オフ防衛能力の強化による遠方からの侵攻部隊の阻止、持続性・強靱性の保持、南西地域の島嶼部への迅速かつ分散した機動展開能力の強化、無人アセットの導入、ドローン等への対処を含む統合防空ミサイル防衛能力の向上、分散展開した部隊に必要なシステムを含む指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備する。

ウ 防衛力整備計画

(ア) 南西地域における防衛体制を強化するため、第15旅団を師団に改編する。

(イ) スタンド・オフ防衛能力を強化するため、12式地对艦誘導弾能力向上型を装備した地对艦ミサイル部隊を保持するとともに、島嶼防衛用高速滑空弾を装備した部隊、島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）及び極超音速誘導弾を装備した長射程誘導弾部隊を新編する。

(ウ) 島嶼部の電子戦部隊を強化する。

(エ) 南西地域に補給処支処を新編する。

(オ) 米軍施設・区域の自衛隊による共同使用や民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図るとともに、南西地域の島嶼部等に部隊を迅速に展開するための訓練を強化し、島嶼部における外部か

らの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃に適切に対応するため、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等との共同訓練、国民保護訓練等を強化する。

(カ) 南西地域における衛生機能の強化に当たっては、自衛隊那覇病院の機能及び抗たん性を拡充することが有効と考えられることから、同病院の病床の増加、診療科の増設、地下化等の機能強化を図る。その他の後送先となる自衛隊病院についても、建替え等の機会を捉え、同様の機能強化を図る。

(キ) 沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及び沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関連事業については、着実に実施する。

(2) 本県の対応について

沖縄県は、安保関連3文書の改定に関し、令和5年6月9日に玉城知事が、日本政府に対して要請を行った。

要請内容については、以下のとおり。

ア 安保関連3文書策定の経緯、内容、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元に対し、事前に丁寧な説明を行うこと。

イ 地元への影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うこと。

ウ 反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないこと。

エ 本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること。

また、令和5年11月17日に、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、日本政府に対し同様の要請を行った。

第4節 協議会の活動状況、その他の取組

1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（通称「軍転協」）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、米軍基地及び自衛隊基地から派生する諸問題の解決や跡地利用について、県と市町村が相互に協力することを目的に、昭和52年4月に設立された。

軍転協の主な活動内容は、米軍基地、自衛隊基地に起因する諸問題を解決するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や軍転協会員の研修などである。

令和4年度の活動状況は次のとおり。

（1）要請活動

ア 県外要請

（ア）要請日：令和5年1月27日

（イ）要請団：2名（市町村1名、県1名）

（ウ）要請内容：基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

a 米軍基地負担の軽減について

（a）在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

（b）更なる在沖米軍基地の整理・縮小等について

（c）普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

（d）オスプレイの配備について

（e）米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

（f）米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

（g）嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

（h）米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について

（i）米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

（j）訓練水域・空域の削減等について

b 日米地位協定の抜本的な見直しについて

c 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

（a）駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長について

（b）駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

（c）公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

（エ）要請先：内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、駐日米国大使、在日米軍司令官、自由民主党幹事長、公明党代表

（オ）備考：同日、別途要請として「自衛隊の配備及び運用について（要請）」を内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、自由民主党幹事長、公明党代表に対して行った。

イ 県内要請

（ア）要請日：令和5年1月31日

（イ）要請内容：県外要請に同じ

（ウ）要請先：在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

（エ）備考：日程の都合上、郵送で行った。

ウ 県内視察の実施

（ア）実施日：令和5年3月22日

（イ）目的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内の米軍施設等を調査する。

（ウ）視察先：航空自衛隊那覇基地

（エ）視察団：17名（市町村12名、県5名）

エ 研修会等の実施

（ア）実施日：令和5年3月28日

（イ）開催方法：オンライン

（ウ）内容：「世界からみた沖縄（統計データ等からの比較）」

（エ）講師：川名 晋史 氏（東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授）

（オ）参加者：18名（市町村11名、県7名）

2 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（通称「渉外知事会」）

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）^{*1}は、米軍基地に起因する諸問題を抱える主要都道府県知事が、協力して基地問題の解決にあたることを目的に、昭和37年1月に設立された。現在15都道府県知事が会員となっている。

渉外知事会の主な活動内容は、米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対する要望活動などである。

令和5年度の要望内容等について、153項目の要望項目を整理し、早急に措置が必要なもの等、国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて大きく3つの柱に大別している。3本の柱のうち、日米地位協定の改定については、更に7本の柱に整理し、19項目を重点要望として明記している。

（1）要請日：令和5年8月23日

（2）重点要望〈3本の柱〉

- 1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進
- 2 日米地位協定の改定
 - ① 基地使用の可視化
 - ② 環境条項の新設
 - ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
 - ④ 国内法適用の拡充
 - ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
 - ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
 - ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設
- 3 国による財政的措置等の新設・拡充
 - ① 基地交付金等の増額等
 - ② 地域振興策の新設・拡充
 - ③ 基地跡地の返還に係る支援
 - ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

（3）要望項目（153項目）

- 1 基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地利用に係る要望（14項目）
- 2 日米地位協定（改定、運用改善及び補足協定）に係る要望（85項目）
- 3 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」等に係る要望（32項目）
- 4 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）等に係る要望（11項目）
- 5 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望（3項目）
- 6 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用に係る要望（4項目）
- 7 災害準備及び災害対応に関する要望（3項目）
- 8 新興感染症等に関する要望（1項目）

（4）要請先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院外務委員会委員長・理事・委員、衆議院安全保障委員会委員長・理事・委員、参議院外交防衛委員会委員長・理事・委員

（5）緊急要請等

令和5年度は、次の2件の特別要請を実施した。

- ・米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請（R 5.8.23）
- ・米空軍オスプレイCV-22の墜落事故に関する要請（R 5.12.12）

*1：渉外知事会の活動状況等については、神奈川県ホームページを参照。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417249/index.html>

3 全国知事会（米軍基地負担に関する研究会）

日本の安全保障は国民全体で考えていく必要があることから、沖縄県は全国知事会に対して、沖縄の米軍基地負担軽減を協議する場の設置を提案した。提案を受けた全国知事会は、「米軍基地負担に関する研究会」を設置した。

(1) 設置目的

沖縄をはじめとする在日米軍基地に係る負担の状況を広く理解し、共通理解を深めることを目的とする。

(2) 委員（11道府県知事）

北海道、岩手県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、三重県、京都府、山口県、徳島県、大分県、沖縄県の各知事（座長は埼玉県知事）

(3) 設置までの経緯及び開催状況

- 平成27年12月17日 全国知事会議において、沖縄県から、沖縄の米軍基地負担軽減について協議する場の設置を提案。
- 平成28年7月14日 総合戦略・政権評価特別委員会（委員長：徳島県知事）において、沖縄県から米軍基地負担の現状を説明するとともに、協議の場に対する沖縄県の考え方を説明。
- 平成28年7月29日 全国知事会議において、総合戦略・政権評価特別委員長の徳島県知事から研究会を設置することが提案され、全会一致で了承。
- 平成28年11月21日 埼玉県知事を座長とし、11道府県知事を委員とする「米軍基地負担に関する研究会」が設置され、第1回研究会開催（「研究会の進め方について」「沖縄県における米軍基地の現状について」）。
- 平成29年2月9日 第2回研究会開催（「日米安全保障体制と日本を取り巻く課題等について」）。
- 平成29年6月1日 第3回研究会開催（「米軍基地負担の現状と負担軽減について」）。
- 平成29年7月28日 全国知事会議（研究会活動報告）。
- 平成29年11月30日 第4回研究会開催（「日米地位協定について」）。
- 平成30年2月15日 第5回研究会開催（「日米地位協定を考える―改定問題を中心に―」）。
- 平成30年6月6日 第6回研究会開催（「他国地位協定調査について」）
- 平成30年7月24日 全国知事会議において「米軍基地負担に関する提言」を決議。
- 平成30年8月14日 「米軍基地負担に関する提言」について、日米両政府に対し要請。

4 三者連絡協議会（通称「三者協」）

(1) 三者連絡協議会設置の経緯

三者連絡協議会（三者協）は、沖縄県に所在する米軍施設及び区域を管理・運用することから生ずる問題であって、各構成員（国、米側、沖縄県）の共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、昭和54年7月に設置された。

会議は、昭和54年7月に開催された第1回三者協から平成7年3月の第16回三者協まで継続して開催されたが、その後、三者協の性格や議題の範囲等について各構成員間の認識に齟齬が生じ、約4年間開催されずにいた。

平成11年2月、再発足会合において三者協の活動を再開することが確認され、平成11年7月に第17回三者協が開催された。それ以降、平成15年5月2日の第24回三者協まで継続して開催されている。協議会の開催については、構成メンバーが輪番で主催することになっている。

(2) 成果

三者協において話し合われた議題は多岐にわたっているが、合意をみた主な成果は次のとおりである。

ア 英語教育ボランティア事業

平成11年7月12日開催の第17回三者協において、米側から、中学、高校等でネイティブ・スピーカー補助員としてボランティアを提供する旨の提案があり、平成12年5月から沖縄本島中部地区の小学校10校において、約100名の米側ボランティアの協力の下、米側ボランティア英語教育助手プログラムが開始され、平成13年度からは国頭地区まで拡大して、平成21年度までに延べ171校、延

べ7,980名のボランティアで毎年実施されてきた。平成22年度からは、県教育庁から各市町村教育委員会へ窓口を移管し、実施している。

イ 緊急車両の基地内通行

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、沖縄県から、緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案し、その後、平成13年1月11日開催の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的かつ人道的立入りが合意されたことから、同年4月17日に浦添市長と在沖海兵隊基地司令官との間で、牧港補給地区内の通行に関する現地実施協定が初めて締結された。7月13日にはトリイ通信施設に関し読谷村長と第10地域支援群司令官との間で、7月26日にはホワイト・ビーチ地区に関し、与勝事務組合管理者（当時：勝連町長）と在沖米海軍艦隊活動司令部司令官との間で、それぞれ現地実施協定が締結された。

その他にも、平成15年8月と9月に嘉手納飛行場に関し沖縄市長及び比謝川行政事務組合（嘉手納町、北谷町、読谷村）管理者と第18航空団司令官との間で、平成16年6月に普天間飛行場に関し宜野湾市長と在沖海兵隊基地司令官との間で人道的立入りに関する協定が締結された。

ウ 嘉手納スペシャルオリンピックスの開催

平成11年9月9日開催の第18回三者協において、米側（嘉手納基地）から、嘉手納町、沖縄市、北谷町の障害者と障害を持つ米軍人家族らが、スポーツを通じた交流を行うスペシャルオリンピック開催について提案があり、平成12年4月22日、嘉手納飛行場内において、総計約1,500名（選手約330名、ボランティア約500名、その他関係者約670名）が参加して、第1回大会が開催された。以降、毎年、嘉手納飛行場内において開催されており、平成29年11月の第18回大会では、スポーツ競技へ約900名のアスリートと約2,580名のボランティア等の関係者総勢約5,130名が参加した。

令和5年12月、コロナ禍の期間を経て、6年ぶりに第19回大会が開催された。

エ 環境セミナーの開催

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、日本環境管理基準に関するセミナーの開催について米側から提案があり、同年6月15日にキャンプ瑞慶覧において、米側主催により、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所、沖縄県及び県内各機関の専門家の参加のもと、「日本環境管理基準に関するセミナー」が開催された。

また、平成14年5月29日にはキャンプ瑞慶覧において、沖縄県から34名、米軍から33名の他、日本政府関係者の参加のもと、「沖縄県・米軍環境担当者意見交換会」が開催され、環境関連の12の項目について意見交換が行われた。さらに、平成15年7月24日にも、環境関連の14の項目について、沖縄県、米軍、日本政府関係者による意見交換が行われた。

オ 災害時における相互連携体制の確立

平成12年2月14日開催の第19回三者協において、県民の生命、財産を災害から保護する立場から、また、在沖米軍の家族については、県民と同様に地域を構成する一員として人道的な見地から、県内において大規模な災害が発生した場合における応急の対策や復旧を円滑に実施するための相互連携体制を確立することが確認された。

その後、県側（消防防災課、基地対策室^{*1}）と米側（海兵隊）との間で協議を続けた結果、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することになり、平成13年11月に、知事から在日米軍沖縄地域調整官に対し、災害時における相互連携体制の早期実施に向けた書簡を送付したところ、平成14年1月に在日米軍沖縄地域調整官から同意する旨の書簡が届いたことから、同年1月18日に同マニュアルの制定と記者発表を行った。

平成14年度の沖縄県総合防災訓練は台風接近により中止となったが、平成15年度から平成27年度まで、同マニュアルに基づいた訓練が毎年行われた。

平成29年度から（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大により、また、令和5年度は台風の接近によりそれぞれ中止）、沖縄県内で想定される大地震及び津波への災害対処能力の向上を図るため、県下の防災関係機関が一同に介して実施する防災訓練「美ら島レスキュー」を沖縄県と陸上自衛隊第15旅団との共催で開催し、県内各市町村及び防災関連機関と連携した訓練に米軍も参加している。

〈経緯〉

平成7年1月	阪神・淡路大震災が発生
平成9年4月	神奈川県が「災害時の在日米軍との相互応援マニュアル」を作成

*1：現在は、消防防災課が防災危機管理課、基地対策室が基地対策課となっている。

平成9年11月	県消防防災課、基地対策室が神奈川県にマニュアル作成に関する調査
平成9年12月	消防防災課がマニュアル案を作成
平成12年2月	第19回三者連絡協議会において、県が災害時における相互連携体制の確立に関する提案を行い、米側が協力すること、具体的な協力体制については事務レベルで協議を行うことを確認
平成12年11月	県が米軍に対し「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（案）」を説明
平成13年7月	第21回三者連絡協議会において、米側から米軍の連絡窓口を在沖米海兵隊作戦訓練部としたいとの報告
平成13年10月	県（知事公室長、消防防災課、基地対策室）と米軍（在沖米軍沖縄地域調整事務所、在沖米海兵隊作戦訓練部）の事務レベル協議
平成13年11月29日	知事から在日米軍沖縄地域調整官へ書簡を送付
平成14年1月8日	在日米軍沖縄地域調整官から知事への書簡を受理
平成14年1月18日	マニュアル制定及び記者発表（定例記者懇談会）
平成14年8月29日	金武湾港（石川地区）施設用地で実施予定の沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練は台風接近のため中止
平成15年9月3日	当該マニュアルに基づき、平良市で実施された沖縄県総合防災訓練において、在沖米軍が県と被害状況をやりとりする情報伝達訓練に初参加
平成16年9月2日	石垣市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成17年9月2日	恩納村で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成18年10月12日	南大東村で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成19年9月5日	久米島町で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成20年9月5日	糸満市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成21年9月11日	宮古島市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成23年9月2日	石垣市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成24年9月9日	名護市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成25年11月28日	与那原町で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成26年9月6日	宮古島市で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成27年9月5日	北中城村で実施された沖縄県総合防災訓練の情報伝達訓練に在沖米軍が参加
平成29年7月19日	県が共催に加わった美ら島レスキュー2017の図上訓練に、在沖米軍が参加
平成30年7月18日	美ら島レスキュー2018の図上訓練に、在沖米軍が参加
令和元年12月17日	美ら島レスキュー2019の図上訓練に、在沖米軍が参加
令和5年1月12日	美ら島レスキュー2022の図上訓練に、在沖米軍がオブザーバーで参加

【災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル概要】

大規模災害に対する在日米軍の援助活動については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、被災者の救援に大きく貢献した実績があり、本県でも、大規模災害の発生に伴う防災対策の一環として、沖縄県の地域を構成する一員として友愛精神と人道的見地から沖縄県と在沖米軍相互の連携体制を構築し、災害発生時の応急対策や復旧作業等を円滑に実施して、被害の拡大防止を図ることは重要となっていることから、米軍と調整の上、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することにした。

この「相互連携マニュアル」は、万一、県内で地震、津波等による大規模災害が発生したことにより、人の生命、身体、財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に応援を行うための手順を定めたものである。

沖縄県と在沖米軍は、災害発生時において災害の状況を正確に把握し、この相互連携マニュアルに沿って、可能な範囲における迅速かつ効率的な被災者の救援活動と被害の拡大防止に相互に協力することになる。

○ マニュアルの目的

このマニュアルは、相互連携を要する災害が発生した場合、沖縄県と在沖米軍の双方が、人道的見地から人命救助などの相互連携を行うための手順を定めることを目的とする。

○ マニュアルの運用に関する基本的事項

このマニュアルに基づく応援は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水及び事件・事故に起因する災害等で、人の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、また、その恐れがあり、かつ、相互に連携を行う必要があると判断される場合に適用する。

このマニュアルの適用は、沖縄県及び在沖米軍が可能な範囲で行うものとし、双方に何ら義務

を課するものではない。応援に要する費用は、原則として応援を行う側の負担とする。

○ 災害時の基本的な連絡経路

災害時における連絡は、県は基地対策室、米軍側は在沖海兵隊作戦訓練部を窓口として行われる。

このマニュアルは、県と米軍が連絡を行うための具体的な連絡例文や、連絡内容に関する様式などを定めたものである。

○ 災害時の対応の概要

災害が発生した場合、双方から災害の発生時間、災害の種類、災害対策組織（県においては災害対策本部。以下同じ。）が設置された旨の連絡が行われる。その後、災害対策組織で応援を要請することについての検討が行われ、応援を要請することが決定された場合は窓口を通して応援を要請する内容等を連絡する。要請を受けた県、又は米軍は、応援要請の実施について検討を行い、応援する内容を回答する。

回答を受けた県、又は米軍は、受入先の調整等を行った後に相手方に連絡を行い、応援が実施される。県、又は米軍は、応援を開始した場合、応援を終了した場合にその旨の連絡を行うことになっている。

5 訪米要請とワシントン駐在等

米軍基地問題の解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し、直接本県の実状を伝え、基地の整理・縮小及び基地被害の防止等について必要に応じ訴えることにより、沖縄の基地問題解決への理解と協力を求めていくことが重要である。本県では以上の観点から、これまで22回（うち9回は関係市町村等の代表から成る要請団を組織）にわたり、県知事による訪米活動を実施しているほか、平成27年4月27日にワシントン事務所を設置した。

(1) 訪米要請

第1回訪米（昭和60年5月30日～6月20日）

構成員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：マイケル国務次官、ワインバーガー国防長官、ケリー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 基地の整理縮小について（那覇軍港、浦添宜野湾間パイプライン、普天間飛行場等）
- イ キャンプ・シュワブ、ハンセンでの実弾射撃演習の廃止について
- ウ 北部ダムでの訓練の廃止について 他

第2回訪米（昭和63年4月17日～5月1日）

構成員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：ホワイトヘッド国務長官代理、カールーチ国防長官、グレイ海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 提供施設・区域の全面的見直しについて
- イ 第1回訪米時要望事項の早期実現について
- ウ リゾート開発上必要な地域に存在する施設・区域の返還について 他

第3回訪米（平成3年7月19日～8月4日）

構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、新川沖縄市長、仲間金武町長、島袋北谷町長 他

主な要請先：アンダーソン国務次官補代理、マクデビット国防省東アジア・太平洋地区担当部長、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- ア 施設・区域の整理縮小の促進について（県知事案、安保協事案、軍転協事案）
- イ 基地機能強化につながる施設の新設等の中止について（キャンプ・ハンセン都市型戦闘訓練施設等）
- ウ 基地被害の未然防止について（航空機騒音の軽減等） 他

第4回訪米（平成5年5月19日～6月5日）

構成員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、仲間金武町長 他

主な要請先：ハバート国務次官補代理、ペンドレイ国防省次官補代理、エラート海兵隊参謀次長 他

主な要請内容：

- ア 米軍施設・区域の整理縮小の促進について（那覇港湾施設、普天間飛行場、読谷補助飛行場等）

イ 米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減について（県道104号越実弾射撃演習等）

ウ 隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について 他

第5回訪米（平成6年6月9日～6月22日）

構成員：大田沖繩県知事、山内読谷村長 他

主な要請先：ハバート国務次官補代理、ウィーデマン国防次官補代理、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

ア 重要課題について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）

イ 日米合同委員会合意施設及び振興開発上必要な施設・区域の返還について（普天間飛行場等）

ウ 米軍の活動が地域に与える悪影響や被害の軽減及び事故の未然防止について 他

第6回訪米（平成7年5月17日～6月2日）

構成員：大田沖繩県知事、桃原宜野湾市長、比嘉恩納村長、吉田金武町長、山内読谷村長、宮城嘉手納町長、喜屋武北中城村長、友寄沖繩県議会議員、仲村那覇市議会議員 他

主な要請先：クリストファー国務長官（エクトン国務省日本部長）、ペリー国防長官（キャンベル国防次官補代理）、マンディー海兵隊総司令官（ゲッツ大佐） 他

主な要請内容：

ア 重要3事案について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）

イ 普天間飛行場の返還について

ウ 一部水域、空域の返還及び縮小について

エ 米軍施設・区域の返還等について（奥間レスト・センター、キャンプ桑江の一部返還等）

オ 諸問題の解決について（航空機騒音の軽減、事故の未然防止、環境汚染等の防止対策強化）

カ 隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について 他

第7回訪米（平成8年6月14日～6月20日）

構成員：大田沖繩県知事 他

主な要請先：ペリー国防長官、キャンベル国防次官補代理、グレン国連大学米国協議会理事長 他

主な要請内容：

ア SACO中間報告について

イ 「国際都市形成構想」及び「基地返還アクションプログラム（素案）」について

ウ 日米連合大学院大学の誘置について 他

第8回訪米（平成9年4月11日～4月26日）

構成員：大田沖繩県知事、高山那覇市助役、伊芸金武町助役 他

主な要請先：オルブライト国務長官（カートマン国務次官補代理）、コーエン国防長官（クレイマー国防次官補）、クルラック海兵隊総司令官（グレッグソン計画部長） 他

主な要請内容：

ア 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について

イ 在沖米軍兵力の削減について

ウ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について

エ 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について

オ 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について 他

第9回訪米（平成10年5月15日～5月30日）

構成員：大田沖繩県知事、比嘉宜野湾市長、宮城浦添市長、吉田金武町長 他

主な要請先：オルブライト国務長官（デミング東アジア担当上級顧問）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（スティー爾副参謀長） 他

主な要請内容：

ア 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について

イ 普天間飛行場の早期返還について

ウ 在沖米軍兵力の削減について

エ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減等について

オ 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について

カ 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について

キ 重国籍児の教育権の確保について 他

第10回訪米（平成13年5月13日～5月26日）

構成員：稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長 他

主な要請先：パウエル国務長官、アーミテージ国務副長官、ラムズフェルド国防長官（ウォルフビッツ国防副長官）、ブレア太平洋軍総司令官 他

主な要請内容：

ア SACO合意事案の着実な実施及び更なる米軍基地の計画的、段階的な整理縮小について

イ 普天間飛行場の移設に当たっての条件整備について

ウ 海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について

エ 日米地位協定の見直しについて

オ 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について

第11回訪米（平成17年3月12日～3月20日）

構成員：稲嶺沖縄県知事、翁長那覇市長 他

主な要請先：ライス国務長官（リビア国務次官補代行）、ラムズフェルド国防長官（ローレス国防副次官）

主な要請内容：

ア 米軍再編の中での基地負担の軽減

・在沖米海兵隊の県外移転

・嘉手納飛行場の運用改善

・陸軍複合射撃訓練場の建設中止

・日米地位協定の抜本的見直し

イ 米軍基地の運用から派生する諸問題の解決

・米軍基地の整理縮小

・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止

・航空機騒音の低減

第12回訪米（平成21年1月5日～1月15日）

構成員：仲井眞沖縄県知事 他

主な要請先：ライス国務長官（アルヴィズ国務次官補代行）、ゲーツ国防長官（セドニー筆頭国防次官補代理代行）

主な要請内容：

ア 米軍基地から派生する諸問題の解決促進

・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止

・嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減

・普天間飛行場の危険性の除去

イ 米軍基地の整理縮小の実現

・海兵隊要員等の兵力削減

・普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還

・鳥島射撃場及び久米島射撃場の返還並びに訓練区域の一部解除

ウ 日米地位協定の抜本的な見直し

第13回訪米（平成21年11月3日～11月11日）

構成員：仲井眞沖縄県知事、松沢神奈川県知事 他

主な要請先：クリントン国務長官（ドノバン筆頭次官補代理）、ゲーツ国防長官（グREGソン次官補）

主な要請内容：

ア 米軍基地から派生する諸問題の解決促進

・米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止

・嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減

・普天間飛行場の危険性の除去

イ 米軍基地の整理縮小の実現

・海兵隊要員等の兵力削減

・普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還

・鳥島射撃場及び久米島射撃場の返還並びに訓練区域の一部解除

ウ 日米地位協定の抜本的な見直し

渉外知事会による要望：

ア 日米地位協定の見直しに関する日本国政府への要望内容

- ・環境法令等国内法の遵守及び環境対策の徹底
- ・事件・事故に係る安全対策等の確立
- ・地元意向を尊重する制度の構築

イ 日米地位協定に基づく環境特別協定の締結についての提案

第14回訪米（平成23年9月16日～9月22日）

構成員：仲井眞沖縄県知事 他

主な活動内容：「沖縄クエスチョン2011 ワシントンシンポジウム」への出席

議題：地域安全保障、日米同盟、普天間

ア 第1セッション ―パネルディスカッション―

- ・議題：米国、日本、中国 戦略的三国関係と沖縄

イ 第2セッション ―ランチョン・スピーチ―

- ・知事スピーチ「The Futenma Relocation Issue」

ウ 第3セッション ―ディスカッション―

- ・議題：普天間飛行場問題をいかに解決するか

第15回訪米（平成24年10月20日～10月26日）

構成員：仲井眞沖縄県知事 他

主な要請先：クリントン国務長官（キャンベル国務次官補）、パネッタ国防長官（リップート国防次官補）

主な要請内容：

ア 沖縄の米軍基地問題の解決促進

- ・普天間飛行場の移設・返還計画の加速化
- ・MV-22オスプレイ配備計画の見直し
- ・嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の早期の具体化
- ・日常的に発生する騒音等の問題の解決
- ・日米地位協定の見直し

イ 米軍人等に対する一層の綱紀粛正等について（緊急要請）

県主催シンポジウムの開催（ウィラードホテル）

議題：REBARANCE TO ASIA, REFORCUS ON OKINAWA

・パネルディスカッション

・基調講演（ジム・ウェッブ米上院議員）

第16回訪米（平成27年5月27日～6月5日）

構成員：翁長沖縄県知事、城間那覇市長、稲嶺名護市長、石嶺読谷村長 他

主な面談先：国務省（ヤング日本部長）、国防総省（アバクロンビー国防次官補代理代行）、連邦議会関係（マケイン上院軍事委員会委員長、リード上院軍事委員会副委員長、ビショップ下院議員、コ克蘭上院議員、デント下院議員、ヒロノ上院議員、ガバード下院議員、シャーツ上院議員） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・普天間飛行場の辺野古移設に関する沖縄県の考え方等について
- ・日米安全保障体制への認識について

第17回訪米（平成28年5月16日～5月19日）

構成員：翁長沖縄県知事 他

主な面談先：モンデール元副大統領、連邦議会関係（コ克蘭上院議員、キャピト上院議員、ヒロノ上院議員、コール下院議員、エマー下院議員、マッカラム下院議員、ウィットマン下院議員、ボルダーロ下院議員、ローウェンタール下院議員、スコット下院議員、サーモン下院議員（補佐官対応）、イスラエル下院議員） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・沖縄の基地建設の歴史的経緯について
- ・辺野古新基地建設に関する状況等について

第18回訪米（平成29年1月30日～2月5日）

構成員：翁長沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（ヤング日本部長）、国防総省（ヴォステイ日本部長代行）、連邦議会関係（ハナブサ下院議員、マーフィー下院議員、ベラ下院議員、プライス下院議員、ラッパーズバーガー下院議員、クストフ下院議員（補佐官対応）、ピーターズ下院議員、バラデオ下院議員、テイラー下院議員、ゲーツ下院議員、ジェンキンス下院議員、ウォーマック下院議員、ドイル下院議員） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・沖縄の基地建設の歴史的経緯について
- ・辺野古新基地建設に関する状況等について
- ・日米安全保障体制への影響の懸念について

沖縄コレクション公開セミナーの開催（ジョージ・ワシントン大学エリオットスクール）

概要：沖縄の理解促進を図るとともに、沖縄コレクションの情報発信を行うことを目的として、沖縄関連研究者及び学生等を対象に、翁長知事から「沖縄の基地問題」について、富川政策参与から「沖縄経済の将来とアジア～脱米軍基地依存の展望～」について講演を行った。

第19回訪米（平成30年3月11日～3月16日）

構成員：翁長沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（ウェブルス担当官）、国防総省（ウィンターニッツ筆頭部長代行）、連邦議会関係（リッシュ上院議員、ボルダーロ下院議員）スタンフォード大学教授（フィンガー氏）、沖縄ジュゴン訴訟原告団（ガルビン氏） 他

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の状況について
- ・沖縄の基地建設の歴史的経緯について
- ・辺野古新基地建設に関する状況等について
- ・在沖海兵隊のグアムへの移転の支障等について

県主催シンポジウムの開催（キャピタルヒルトンホテル）

議題：変わりゆく東アジアの安全保障体制と沖縄－在日米軍の在り方の再考－

ア 第1部基調講演 沖縄県知事 翁長 雄志

イ 第1部基調講演に対するコメント

（ア）ウィリアム・ペリー氏（元国防長官）

（イ）アンドリュー・イエオ氏（米国カトリック大学准教授）

ウ 第2部基調講演 ウィリアム・ペリー氏

エ 第3部パネルディスカッション パネリスト

（ア）モートン・ハルペリン氏（元国防次官補）

（イ）エリック・ヘジンボサム氏（マサチューセッツ工科大学研究員）

（ウ）野添 文彬氏（沖縄国際大学准教授）

第20回訪米（平成30年11月11日～11月16日）

構成員：玉城沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（ナッパー国務次官補代理）、国防総省（ボステイ日本部長代行）、連邦議会関係（ヒロノ上院議員、プライス下院議員）、連邦議会調査局（マーク・マーニン専門官）、国際連合（中満泉事務次長）、有識者（マイケル・オハンロン氏、シーラ・スミス氏、マイク・モチヅキ准教授）

主な意見交換内容：

- ・辺野古新基地に関する民意について
- ・沖縄の過重な米軍基地負担の現状について

知事講演会

ニューヨーク大学において、「多様性の力、民主主義の誇り-The Power of Diversity and the Pride of Democracy in Okinawa-」とのテーマのもと、知事が講演を行った。

第21回訪米（令和元年10月14日～10月20日）

構成員：玉城沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（シーガー日本部長代行）、国防総省（モーガン国防長官府筆頭部長）、連邦議会関係（ブラックバーン上院議員、ヤング上院議員、ベーコン下院議員、バーグマン下院議員、ガレゴ下院議員、モールトン下院議員、マスト下院議員、ウォーマック下院議員、サブラン代議員 ほか）、有識者（マイク・モチヅキ准教授、ペリー元国防長官、アマコスト元駐日大使、ルース元駐日大使）、連邦議会調査局（エイブリー分析官 ほか）

主な意見交換内容：

- ・沖縄の過重な基地負担の現状
- ・普天間飛行場の辺野古移設に関する軟弱地盤による工期等の問題、環境等に与える影響の評価、基地としての運用の問題等

知事講演会

スタンフォード大学において、「沖縄の未来～持続可能な成長と米軍基地の在り方」とのテーマのもと、知事が講演を行った。

第22回訪米（令和5年3月6日～3月11日）

構成員：玉城沖縄県知事 他

主な面談先：国務省（エレンライク日本担当部長ほか）、国防総省（パーク日本部長代行ほか）、連邦議会議員及び補佐官（ヤング上院議員、トクダ下院議員、オカシオ＝コルテス下院議員 ほか）、有識者（マイク・モチヅキ准教授、マイケル・スウェイン教授、クリストファー・ジョンストンCSIS日本部長 ほか）、連邦議会調査局（ウォレット研究課長 ほか）、アジア太平洋系米国人労働組合（クリスティナ・ロミネス氏 ほか）

主な意見交換内容：

- ・辺野古新基地建設問題及びPFOS等の沖縄の現状
- ・台湾有事を巡る考え

シンポジウムの開催

ジョージ・ワシントン大学において、同大学とクインシー研究所の共催によりシンポジウムを開催した。知事から、自身の生い立ち、沖縄の米軍基地の成り立ちと規模、現状、米軍基地を巡る事件・事故、環境問題、辺野古新基地建設問題について説明した後、マイク・モチヅキ准教授、クインシー研究所のマイケル・スウェイン部長と知事による鼎談を行った。

（2）ワシントン駐在

ワシントン駐在は、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を米国政府、連邦議会関係者等へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組むため、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信、知事訪米の対応を主な役割として設置された。

ア 事務所の概要

（ア）開設日：平成27年4月27日

（イ）住所：1101 Connecticut Avenue, NW Suite 450 Washington DC 20036

（ウ）職員構成：駐在職員2名

イ 活動状況

ワシントン駐在は、米国政府、連邦議会関係者、シンクタンクなどの有識者に対し、沖縄の基地問題に関連する知事の考えや沖縄の正確な状況を説明し、意見交換等とおして、協力関係の構築を図っている。また、米国政府や連邦議会などの動きを、定期的に本庁へ報告し、情報の共有を図っている。

知事訪米においては、国務省、国防総省、連邦議会議員、シンクタンク、市民団体などの面談先との調整、記者懇談会、シンポジウム及び交流レセプションの設定などを担い、現地における効果的な活動を支援している。

ウ ホームページなどによる情報発信

（ア）国内向けホームページ（日本語）による発信

a ワシントン駐在概要

b ワシントン駐在の活動（知事訪米の対応、米政府・米連邦議会等への対応、交流・広報活動、ワシントンにおけるシンポジウム等の日々の活動状況報告）

（イ）米国向けホームページ（英語）による米国政府関係者や連邦議会関係者、有識者をはじめとした米国民を対象とした発信

a 知事の米軍基地問題等に対する考え

b 沖縄県の概況

c 沖縄の米軍基地に関する情報（米軍基地の形成過程、米軍施設・区域の現状、米軍基地を巡る諸問題、米軍基地と沖縄の経済等）

d 県政の最新動向（普天間飛行場移設問題の現状や県の抗議要請、知事コメント等について）

e ワシントン駐在が実施するイベント等の紹介

(ウ) 米ジョージ・ワシントン大学図書館沖縄コレクションとの連携事業の実施

※後述に沖縄コレクションについての記載。

沖縄の基地問題等に関するウェビナーや知事訪米に合わせたシンポジウムの開催など、沖縄コレクションと連携してイベントを実施することにより、より幅広い層の米国民に向け、沖縄についての情報発信。

エ その他

米国政府関係者等への働きかけの他にも、マスコミへの取材対応、現地学生への講演や意見交換、米国内の県人会関連行事への参加などを通し、沖縄への理解促進に努めている。

(3) 沖縄コレクション利活用促進事業

米国内において、基地問題を始めとする様々な沖縄の問題への理解を深め、課題解決につなげることを目的として、沖縄の歴史、政治、経済、文化等の図書及び資料の充実を図り、米国の研究者、学生、政策立案者、一般市民が容易に沖縄について研究や学習ができる環境を整備するため、平成27年3月に米ジョージ・ワシントン大学図書館に沖縄コレクションを設置した。

ア 沖縄コレクション概要

(ア) 設置日：平成27年3月11日

(イ) 所在：The George Washington University The Estelle and Melvin Gelman Library
2130 H Street, N.W, Washington, D.C. 20052

第5節 基地問題に対する県民意識

1 県民大会

戦後、67年もの間、日常的に発生する米軍機の騒音や種々の事件・事故の発生による、県民生活への悪影響など、基地問題に対する県民の苛立ちは、度々県民大会を開催するに至り、日米両政府に対する抗議や要請を決議した。

(1) 基地の整理縮小、地位協定の見直しを要求する県民総決起大会（平成7年10月21日）

平成7年9月に発生した米兵による少女暴行事件発生に伴い、起訴前に被疑者を日本側へ引き渡たすよう地位協定の見直し、基地の整理縮小の促進などを求めた。主催者発表で85,000名が参加した。

(2) 陸軍複合射撃訓練強行実施緊急抗議県民大会（平成17年7月19日）

キャンプ・ハンセン・レンジ4の米陸軍都市型戦闘訓練施設での実弾射撃訓練の開始に伴い、陸軍複合射撃訓練場を即時閉鎖・撤去、金武町伊芸地域の基地撤去を求めた。主催者発表で10,000名が参加した。

(3) 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設を求める県民大会

（平成22年4月25日）

鳩山首相が普天間飛行場の移設先を5月末までに決めるとした発言に伴い、同飛行場を早期に閉鎖・返還するとともに、県内移設を断念し、国外・県外に移設するよう求めた。主催者発表で93,700名が参加した。

(4) オスプレイ配備に反対する県民大会（平成24年9月9日）

垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイが普天間基地に配備されることに伴い、配備計画の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去を求めた。主催者発表で101,000名が参加した。

(5) 戦後70年止めよう辺野古新基地建設！沖縄県民大会（平成27年5月17日）

日米両政府に米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去、新基地建設と県内移設の断念を要求する大会決議を採択した。主催者発表で35,000名が参加した。

(6) 元海兵隊員による残虐な蛮行を糾弾！被害者を追悼し海兵隊の撤退を求める県民大会

（平成28年6月19日）

20歳の女性の命が奪われた元海兵隊員による暴行殺人事件を受け、米軍関係の事件や事故を根絶するため沖縄海兵隊の撤退、地位協定の抜本的改定などを求める決議を採択した。主催者発表で65,000名が参加した。

(7) 違法な埋立工事の即時中止・辺野古新基地建設断念を求める県民集会（平成29年3月25日）

「違法な埋立工事の即時中止と、辺野古新基地建設の断念を強く日米両政府に求める」とする決議を採択した。主催者発表で3,500名が参加した。

(8) 翁長知事を支え、辺野古に新基地を造らせない県民大会（平成29年8月12日）

大会では「政府は法解釈をねじ曲げ、沖縄の民意を圧殺し続けている」、「私たちは翁長知事が提訴した辺野古新基地建設工事を差し止める訴訟を支持し、全力で支える」と宣言した。また、普天間の即時閉鎖・撤去、オスプレイの配備撤回や自衛隊への導入撤回などを日米両政府に要求する特別決議を採択した。主催者発表で45,000名が参加した。

(9) 土砂投入を許さない！ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める8・11県民大会（平成30年8月11日）

土砂投入計画の断念を要求する大会決議を採択したほか、同年8月8日に急逝した翁長知事を悼み、新基地建設阻止に懸けた思いを受け継ぐことを確認した。大会決議は、辺野古地先への土砂投入を計画する沖縄防衛局に対して「沖縄県民の民意を踏みにじり、環境破壊につながる違法工事を強行し続けている」と訴え、「辺野古・大浦湾の美ら海に新たな基地を造らせない。県民の命とくらし、沖縄の地方自治と日本の民主主義と平和を守るためこの不条理に全力で抗い続ける」と宣言した。主催者発表で70,000名が参加した。

(10) 土砂投入を許さない！ ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める3・16県民大会（平成31年3月16日）

沖縄防衛局が同月25日にも新たな埋め立て区域への土砂投入を始めようとするのを前に、工事の即時中止などを求める大会決議を採択した。大会決議は、2月24日の県民投票で辺野古埋め立て反対が投票総数の7割を超えたことを踏まえ「県民投票で示された圧倒的な沖縄県民の民意を尊重し、埋め立て工事を中止し辺野古への新基地建設を即時、断念せよ」と訴えた。辺野古新基地建設の断念と埋め立て土砂の撤去、オスプレイ配備の撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を日米両政府に求めた。主催者発表で10,000名が参加した。

(11) 基地のない平和な沖縄の実現を訴える 5.15県民大会（令和5年5月14日）

大会では「沖縄を日本を戦場にさせない。県民大会参加者一同は、基地のない沖縄、平和な日本、戦争のない世界をつくるために力を尽くす」と宣言した。大会では、辺野古新基地建設の断念や平和憲法の堅持などを求めた宣言が採択された。主催者発表で14,000名が参加した。

(12) 県民平和集会（令和5年11月23日）

政府が南西諸島で進める軍備増強に反対する「県民平和大集会」が開かれた。集会では、軍事ではなく、対話による諸外国との信頼構築を政府に求める宣言を採択した。主催者発表で10,000名が参加した。

2 県民投票

平成8年9月8日、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」（以下「県民投票条例」という。）に基づき、沖縄県において都道府県レベルでは全国で初めての県民投票が実施された。

県民投票は、県民が戦後50年間も米軍基地の重圧を受けながら、基地問題について県民の意思を表明する機会がないまま過重な負担を強いられるという差別的な状況に置かれ、将来にわたって沖縄の米軍基地が固定化されるのではないかと懸念される状況にあって、日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小を求める意思を表明することができたという点で、大きな意義があったものと思われる。

また、このような県民投票は、一般には馴染みの薄い制度であり、軍用地主の生計、基地従業員の雇用、市町村における基地関連収入、米軍基地の跡地利用など、基地返還への期待と不安が交錯する複雑な県民感情がある中で、投票率が59.53パーセントに達したことは、県民が沖縄の基地問題に強い関心と期待を持っていることの表れであると考えられる。

投票結果については、有権者数909,832名のうち投票者数は541,638名、投票率は59.53パーセント（男57.16パーセント、女61.78パーセント）であった。有効投票数は528,770票、無効投票数は12,856票で、有効投票のうち賛成は482,538票、反対は46,232票で、賛成票は有効投票の91.26パーセント、投票総数の89.09パーセントであった。

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民投票の結果

項目 男女別	当日投票資格者数（A）	投票者数（B）	棄権者数（A－B）	投票率（B/A×100）
男	442,102 人	252,695 人	189,407 人	57.16%
女	467,730 人	288,943 人	178,787 人	61.78%
計	909,832 人	541,638 人	368,194 人	59.53%

（開票結果）

賛成・反対別	投票数
賛成	482,538票
反対	46,232票
計	528,770票

有効投票数 （A）	無効投票数 （B）	投票総数 （C = A + B）	不受理持ち帰り数 （D）	投票者数 （E = C + D）
528,770 票	12,856 票	541,626 票	12 票	541,638 人

3 「沖縄からのメッセージ」事業

平成7年10月の85,000名が参加した県民総決起大会の開催から、その後の県知事による駐留軍用地代理署名拒否と一連の基地問題がクローズアップされ、全国的に大きな関心を引き起こした。

その際、県知事宛てに多数の激励の手紙や葉書等が寄せられたが、その中で本県の基地の実態が本土の人々に十分に知らされていないとの意見が数多くあった。

国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない狭隘な沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約75パーセントが集中する本県の実状を広く国民に伝え、国民と共に考える機会を設けることは、沖縄の基地問題を解決する上で重要な意味を持つものである。

「沖縄からのメッセージ」事業は、主要なテーマである基地問題とともに、平和や文化についても広く紹介し、より多くの国民の理解と協力を得ることを目的として実施された。

平成8年2月2日の青森県から始まった同事業は、平成9年11月26日の奈良県を最後に全国46都道府県で実施され、平成10年度には5都道府県で同事業が実施された。

また、米国においても平成9年4月、5都市で同事業が実施された。

参加した人々は、自分の知らない基地問題の存在や沖縄の苦難の歴史を知るとともに、沖縄の基地問題を日本全体の問題として考えていきたいとの感想が数多く寄せられた。また、パンフレット、パネル、ビデオについては、平和学習の資料として活用したいとの申込みが全国各地から相次いだ。

4 県民意識調査

「県民意識調査」は、県民の意識や価値観、ニーズの変化及び行政に対する要望等について把握して合理的な分析を行い、県政運営に広く活用することを目的とし、昭和54年以降、概ね5年ごと（平成24年以降は3年ごと）に実施している。直近の令和3年8月27日から9月30日にかけて実施された「県民意識度調査」のうち、基地関係に係る項目については以下のとおりである。

（1）県民が特に力を入れてほしい米軍基地への対策

米軍基地から派生する様々な課題について、県や国に特に力を入れてほしい17の項目の中から順位をつけて3項目を選んでもらった項目のうち1番目に上げられた対策をみると、「日米地位協定を改定すること」が23.3パーセント、次いで「基地を返還させること」が22.3パーセント、「米軍人の犯罪や事故をなくすこと」が15.1パーセントとなっている。

（2）加重平均値からみた米軍基地への対策

また、選択された項目を総合的に評価するため、1位に3点、2位に2点、3位に1点のウェイト付けして算出した加重平均値でみると、「日米地位協定を改定すること」が17.2と最も高く、次いで「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」が14.9、「基地を返還させること」が13.6とが続いている。特に「日米地位協定を改定すること」については、1番目に選択された割合も23.3パーセントと最も高く、県民の多くが望んでいることがわかる。

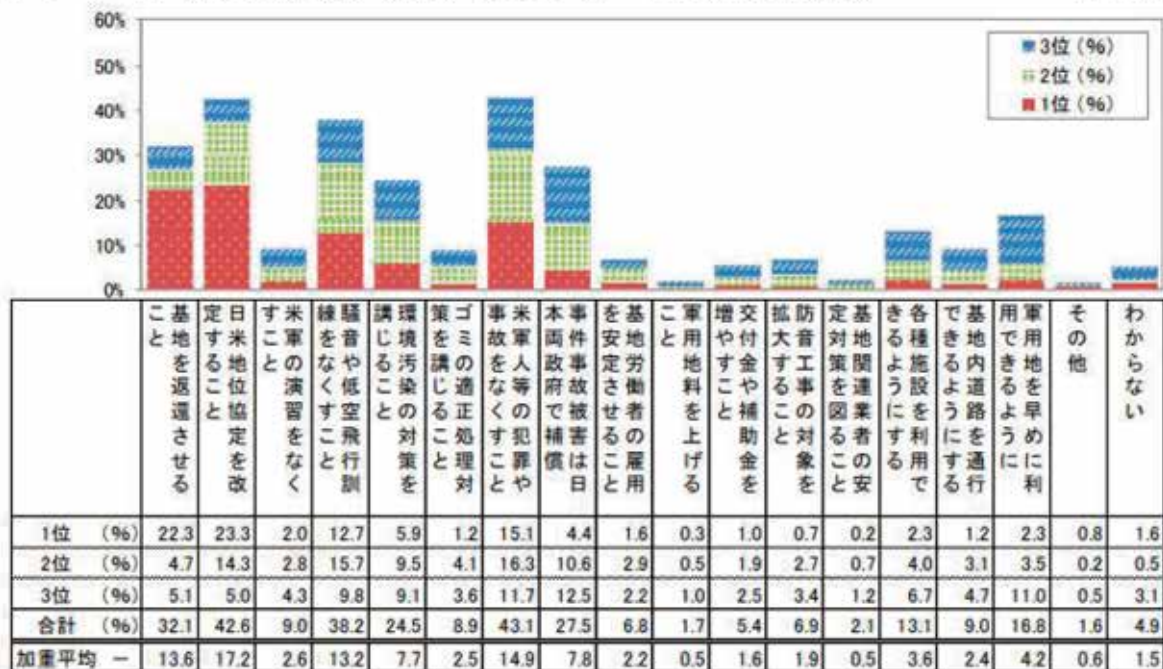
〈特に力を入れて欲しい米軍基地対策〉

米軍基地から派生する様々な課題について選択肢を示し、県や国に特に力を入れてほしいものについて、順位をつけて3つ選んでもらった。

令和3年度の調査結果を示したのが図4-3-1である。

図4-3-1 米軍基地に関する行政への要望（1～3位順位付け比率）

単位：%



出典：沖縄県企画部企画調整課「第11回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果（令和3年8月調査）」

〈加重平均からみた過去の調査結果との比較、地域別及び年代別の調査結果〉

- (1) 加重平均により過去の調査と比較すると、「基地を返還させること」の平成30年度調査結果の割合は15.9パーセントに対して令和3年は13.6パーセントと2.3ポイント減少し、調査項目の中で減少差が最も大きい。「日米地位協定を改定すること」「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」の割合は「基地を返還させること」よりも高くなっている。
- (2) 地域別にみると、1～3位の合計比率は全ての地域で「基地を返還させること」「日米地位協定を改定すること」「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」「騒音や低空飛行訓練をなくすこと」の割合が高い。北部、南部及び宮古では「日米地位協定を改定すること」の割合が高く、中部、那覇市及び八重山は「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」の割合が他の項目よりも高くなっている。
- (3) 年代別にみると、10代は「騒音や低空飛行訓練をなくすこと」の割合が最も高い。20代～40代が「米軍人等の犯罪や事故をなくすこと」の割合が最も高く、50代～70代以上が「日米地位協定を改定すること」の割合が最も高い。

図4-3-2 米軍基地に関する行政への要望（時系列比較・加重平均）

(%)	基地を返還させること	日米地位協定を改定すること	米軍の演習をなくすこと	騒音や低空飛行訓練をなくすこと	騒音や低空飛行訓練をなくすこと	環境汚染の対策を講じること	ゴミの適正処理の適正処	米軍人等の犯罪や事故をなくすこと	米軍基地の補償	事件事故被害者に対する補償	雇用を安定させること	基地労働者の雇用を安定させること
令和3	13.6	17.2	2.6	13.2	7.7	2.5	14.9	7.8	2.2			
平成30	15.9	15.5	4.0	11.7	4.1	1.3	14.6	7.4	2.3			
平成27	18.8	15.7	3.2	12.1	3.2	1.2	15.1	7.8	3.1			
平成24	20.1	19.5	4.2	11.4	1.8	0.5	15.2	7.5	2.4			

(%)	軍用地料を上げる	交付金や補助金を増やすこと	防音工事の対	象を拡大すること	防音工事の対	象を拡大すること	基地関連業者の安定化対策を講ずること	基地労働者の雇用を安定させること	軍用地料を上げる	各種施設を利用できるようにすること	通行できるよ	基地内道路を通行できるように	軍用地を早く利用できるように	その他	わからない
令和3	0.5	1.6	1.9	0.5	3.6	2.4	4.2	0.6	1.5						
平成30	0.5	1.6	2.1	0.6	3.7	2.3	4.2	0.5	2.9						
平成27	0.5	1.2	2.1	0.6	3.2	2.5	4.5	0.3	2.0						
平成24	0.6	1.3	1.6	0.5	3.0	2.0	3.8	0.4	0.0						

地域別による米軍基地に関する行政への要望が図4-3-3から図4-3-3-6である。

図4-3-3 米軍基地に関する行政への要望（地域別 北部）

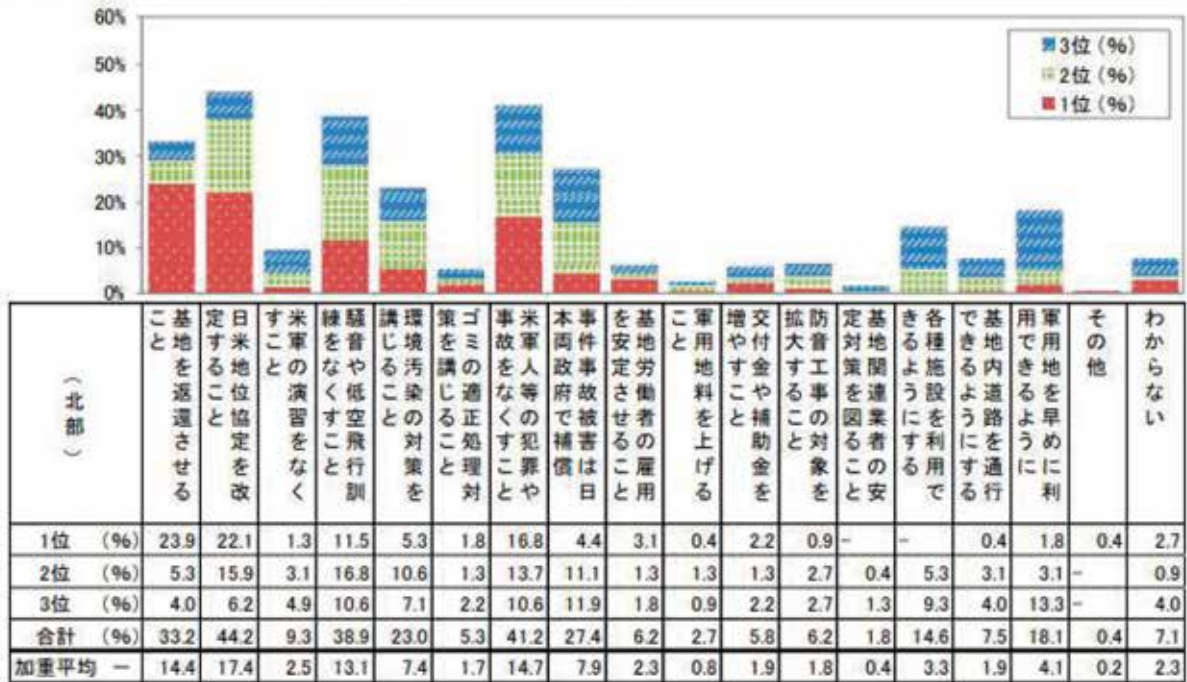


図4-3-3-2 米軍基地に関する行政への要望（地域別 中部）

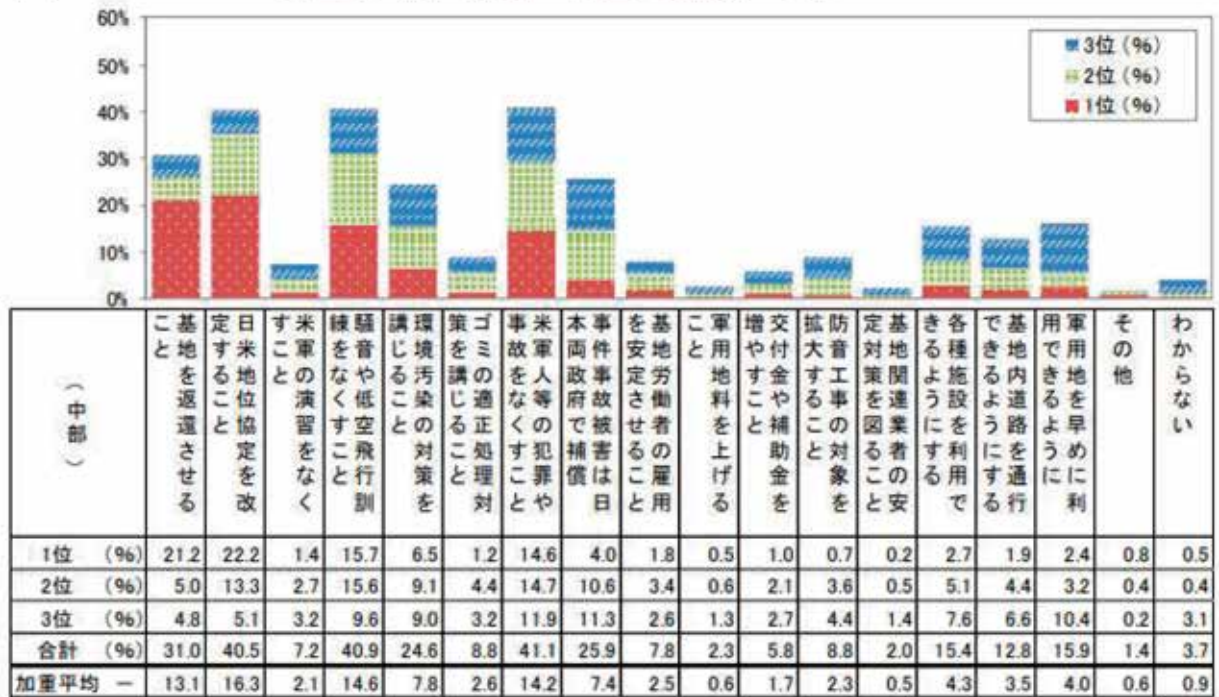


図4-3-3-3 米軍基地に関する行政への要望（地域別 那覇市）

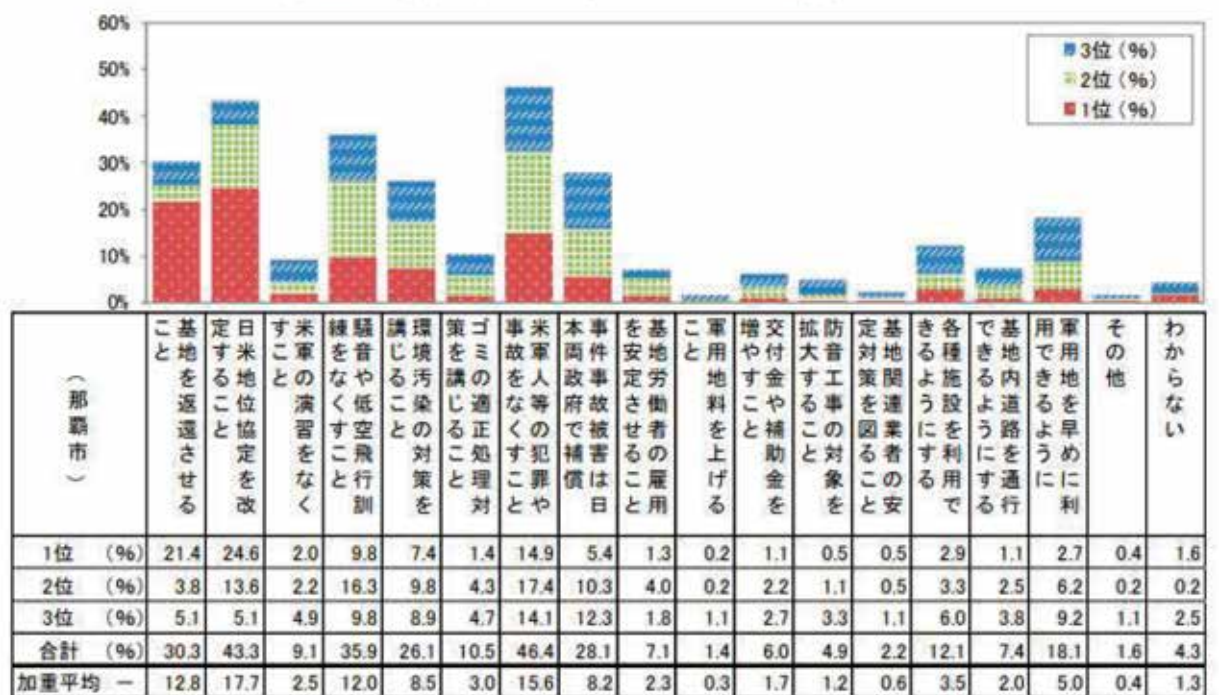


図4-3-3-4 米軍基地に関する行政への要望（地域別 南部）

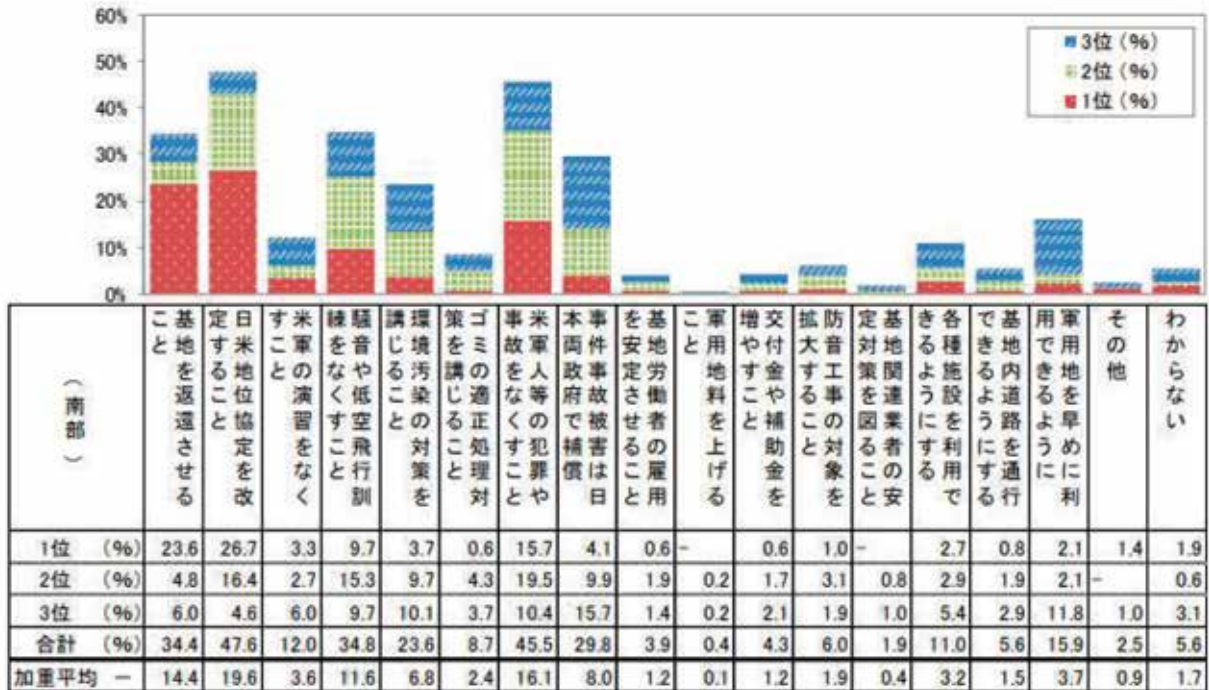


図4-3-3-5 米軍基地に関する行政への要望（地域別 宮古）

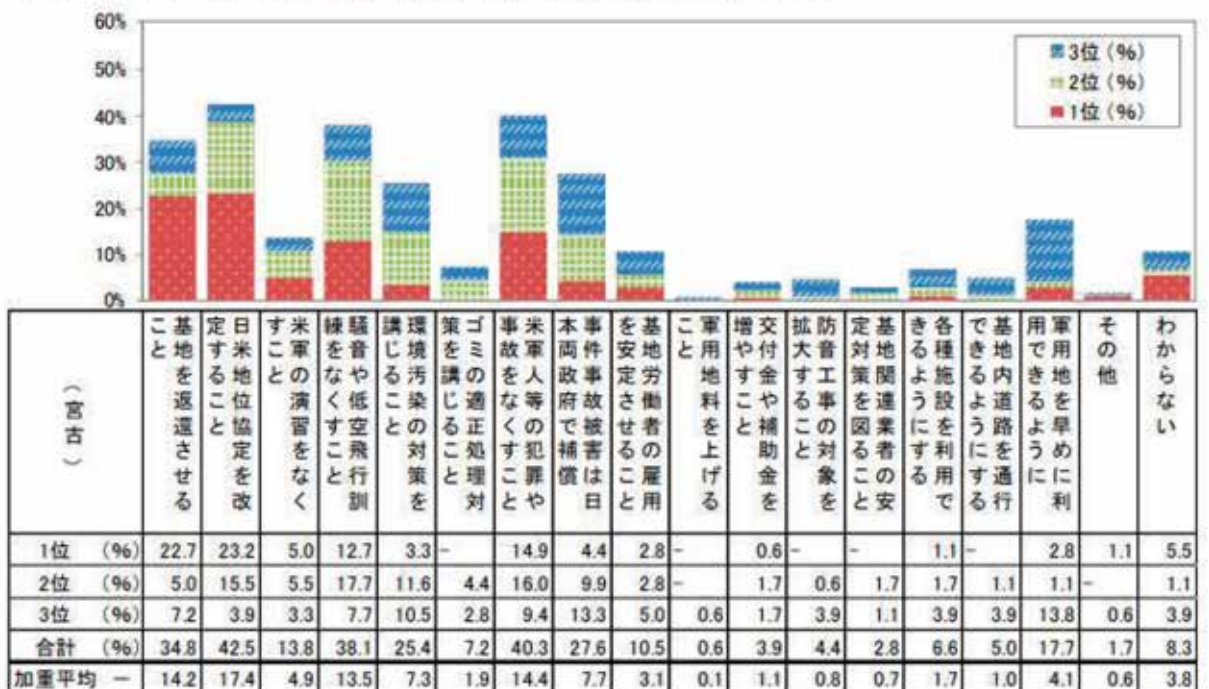
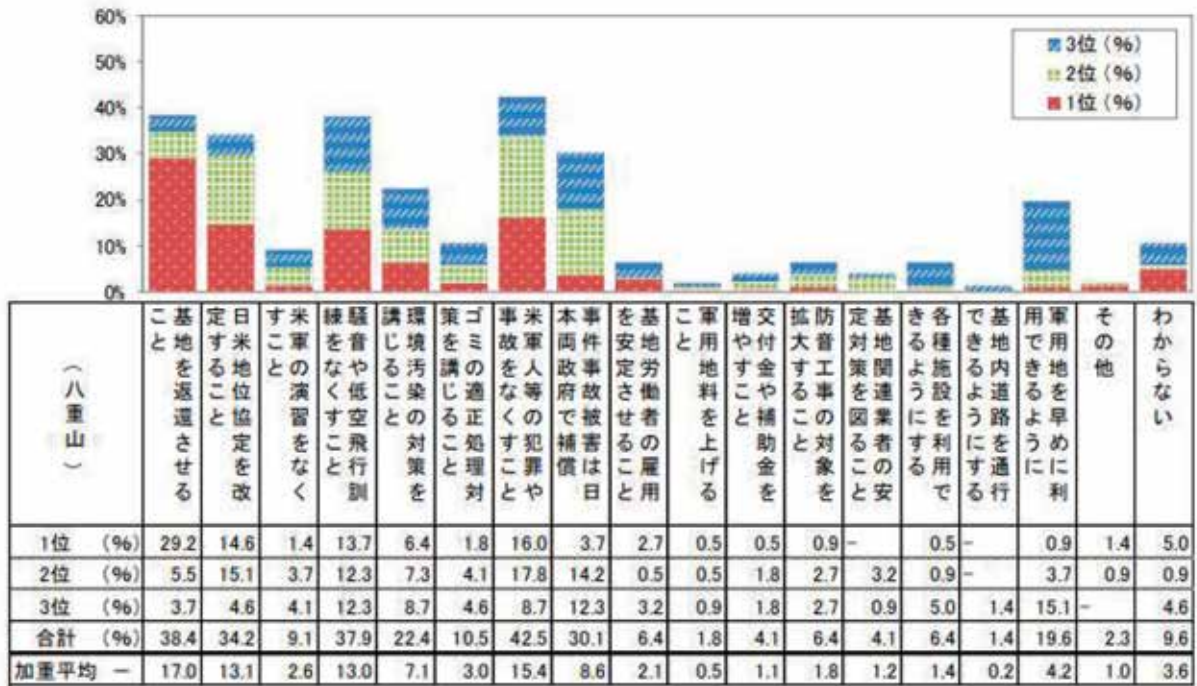


図4-3-3-6 米軍基地に関する行政への要望（地域別 八重山）



年代別による米軍基地に関する行政への要望が図5-1-1から図5-1-1-6である。

図5-1-1 米軍基地に関する行政への要望（年代別 10代）

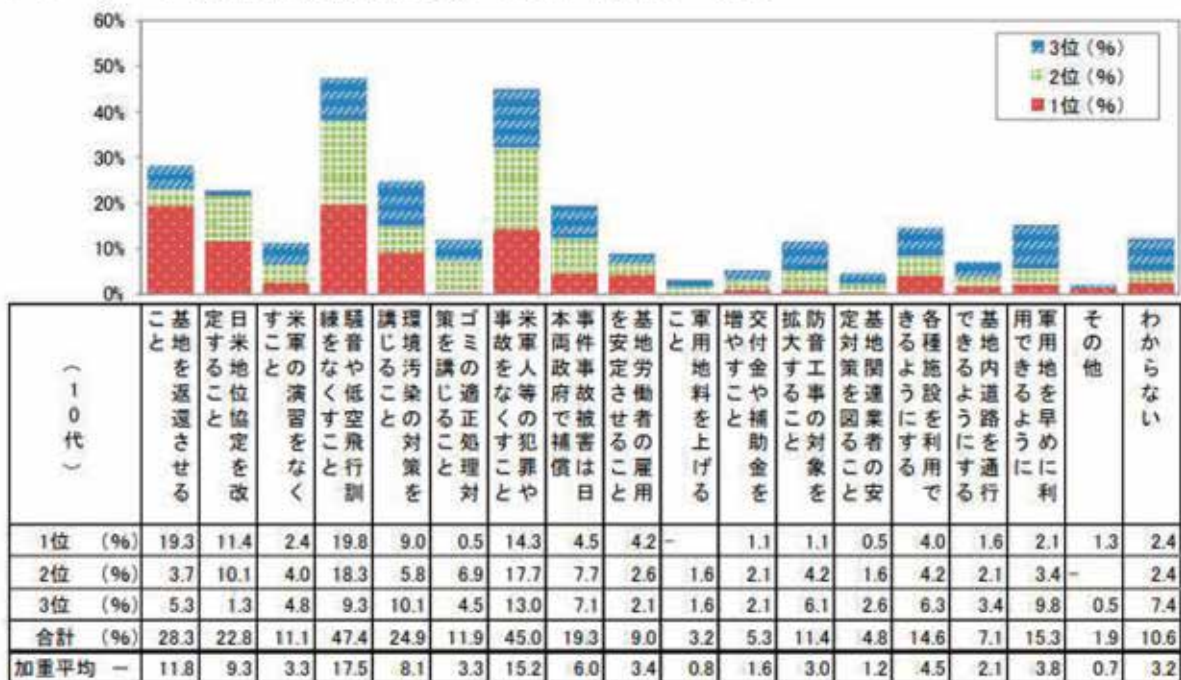


図5-1-1-2 米軍基地に関する行政への要望（年代別 20代）

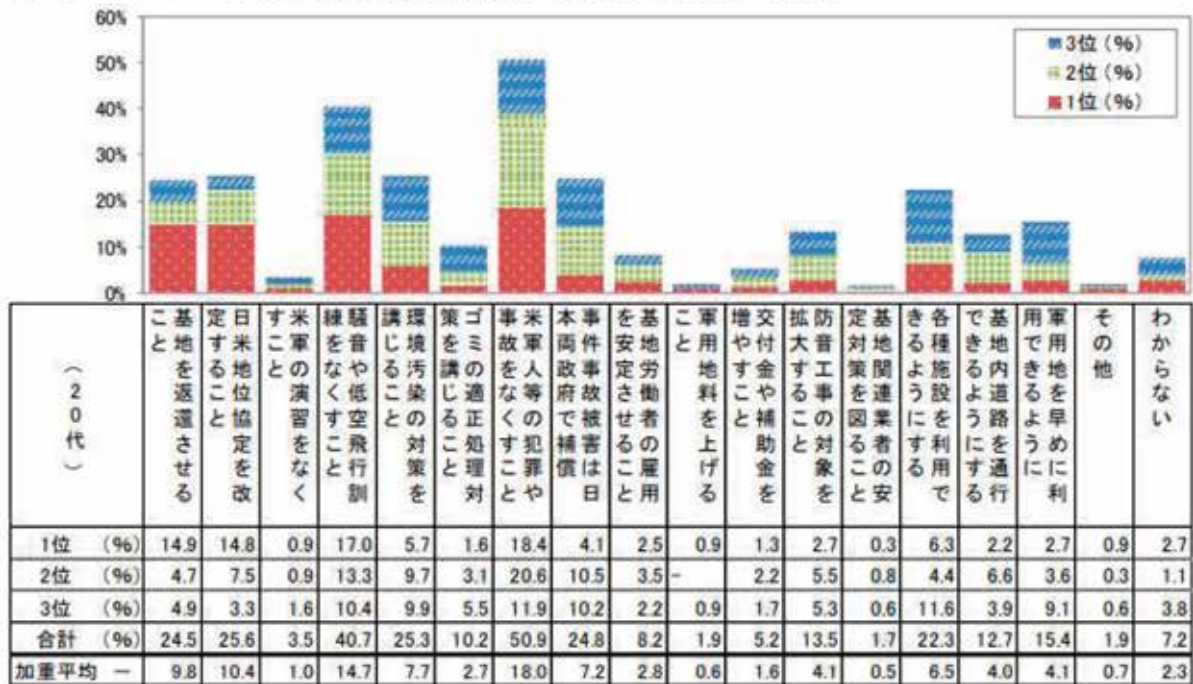


図5-1-1-3 米軍基地に関する行政への要望（年代別 30代）

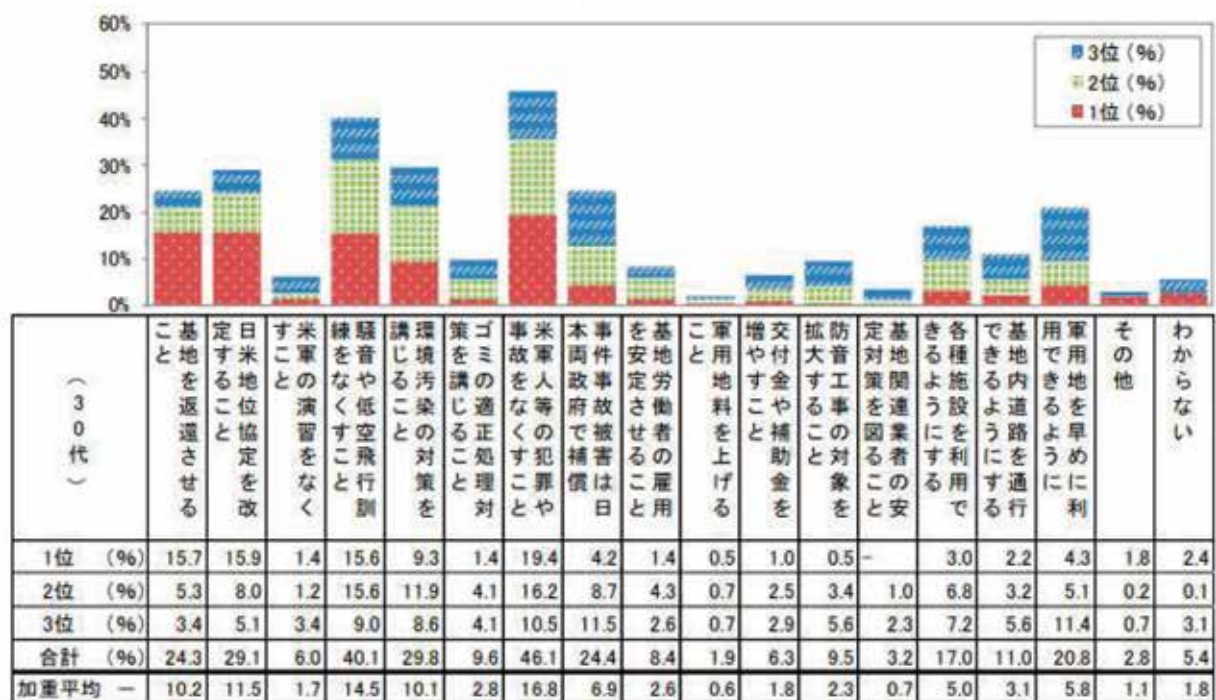


図5-1-1-4 米軍基地に関する行政への要望（年代別 40代）

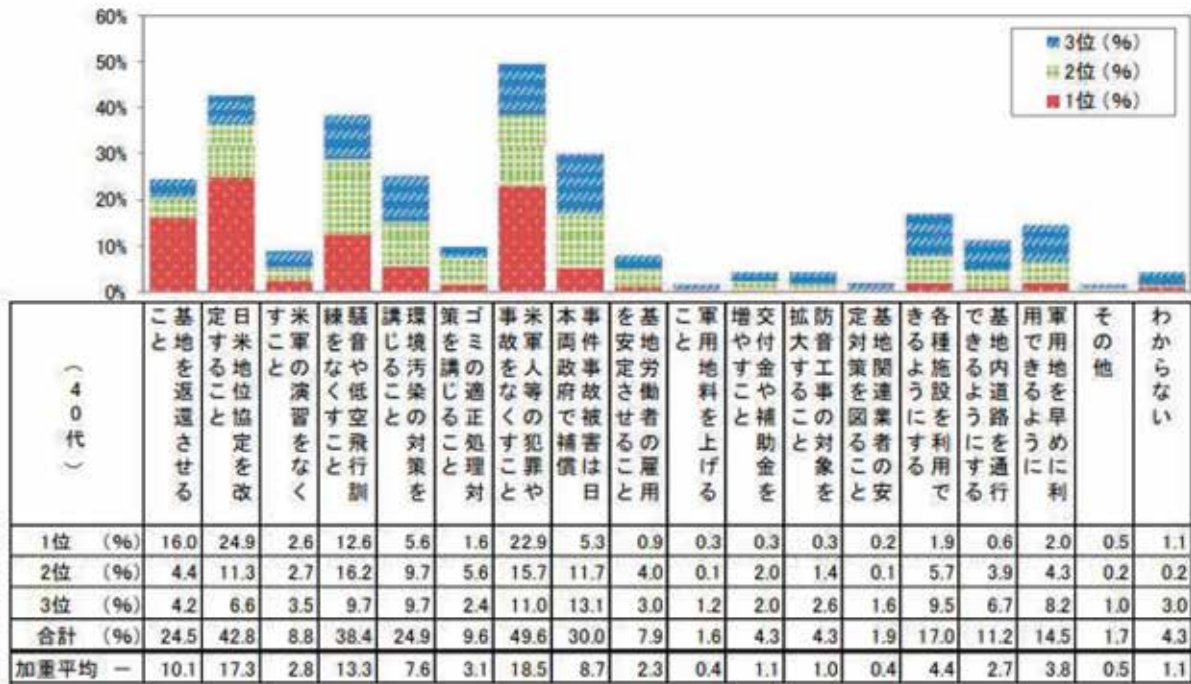


図5-1-1-5 米軍基地に関する行政への要望（年代別 50代）

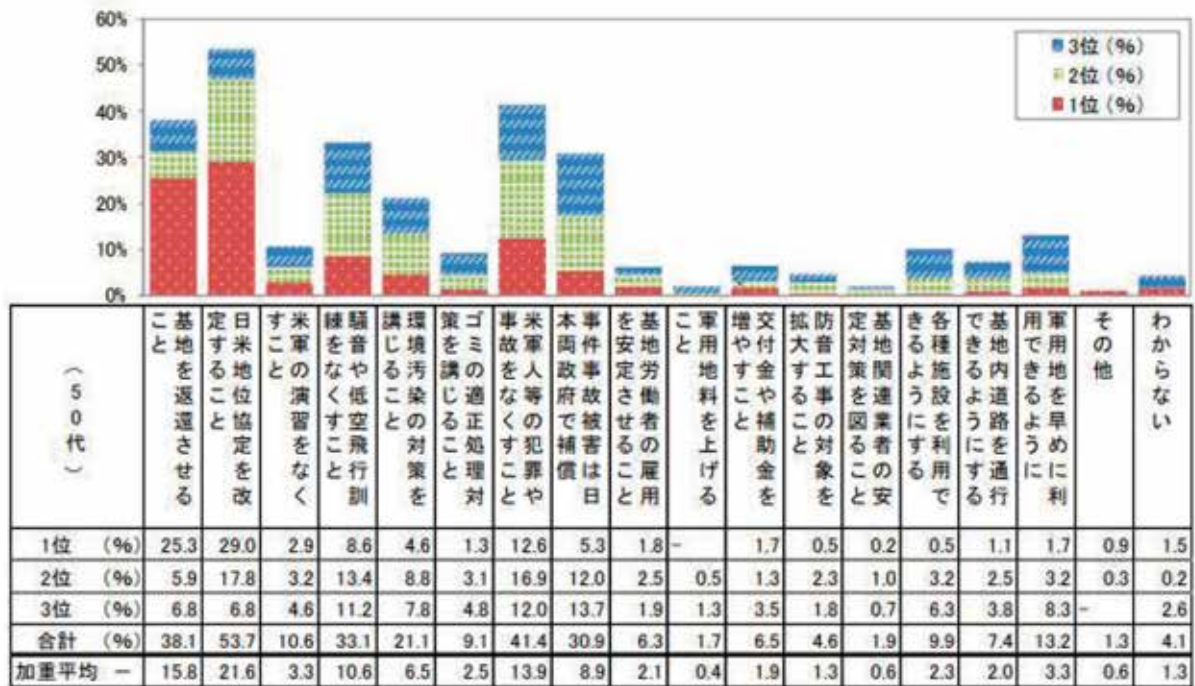


図5-1-1-6 米軍基地に関する行政への要望（年代別 60代）

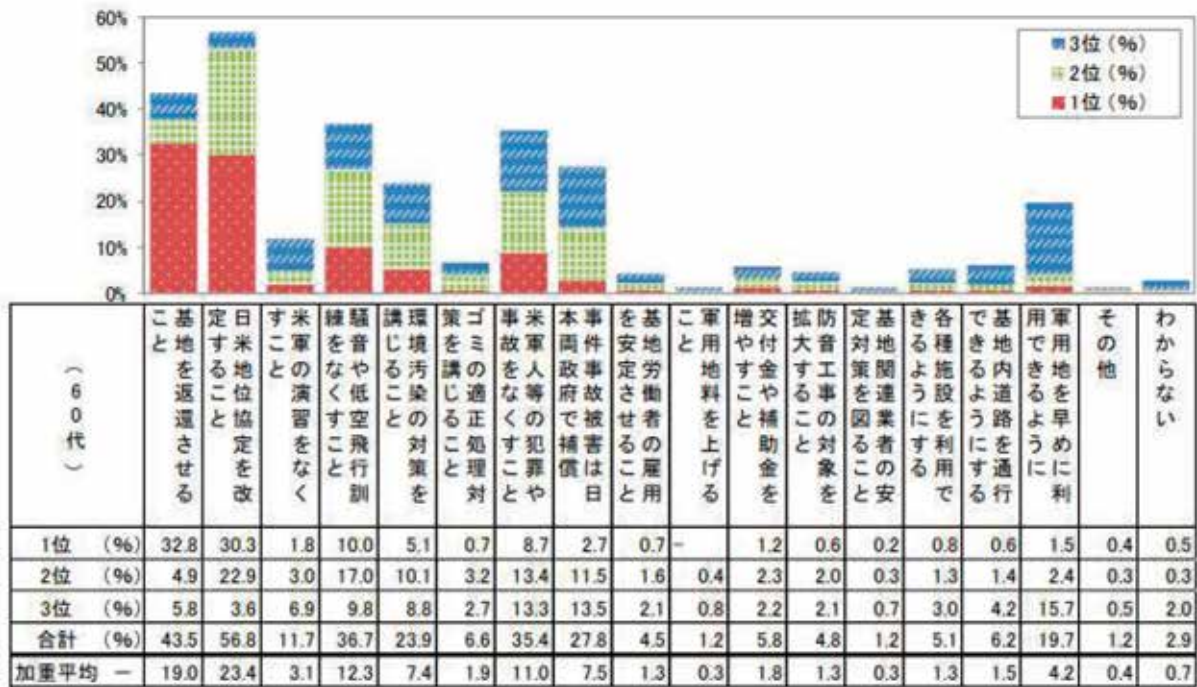


図5-1-1-7 米軍基地に関する行政への要望（年代別 70代以上）

